じゅけいしゃ みな 受刑者の皆さんへ

2022年(令和4年)5月

(改訂第1版)

に ほんべんご しれんごうかい 日本弁護士連合会

この小冊子は、受刑生活を送られる皆さんのために、受刑生活で困ったと きに参考になる法的な知識をわかりやすくお伝えするために作成しました。

受刑者の方々には、刑務所から「所内生活の心得」や「所内生活のしおり」などの受刑生活で必要なことがらを記載した書面が配られていることと思いますが、それだけではわかりにくいということが多いと思います。

この小冊子は、弁護士が受刑者の方から相談を受けたり、弁護士会が受刑者のかたからの人権教済の申立てを受けたりしてきた多くの経験を元にして、刑務所の説明では不十分だと思われることや、相談を受けることが多いことがらについて、刑務所の実際の運用をできるだけわかりやすく説明することを旨的として作成したものです。

受刑者の方の生活上の不安や、トラブルにあったときの対応やその解決について、少しでも役立てば幸いです。

この小冊子は、2003年(平成15年)、旧監獄法時代に初版を出版し、その後、2005年(平成17年)、2006年(平成18年)の二度にわたるほうかけばいより、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」が制定された際にも改訂を重ねてきましたが、今回、さらに、できるだけ実際の取扱いに即して、実務の運用を更にわかりやすく説明するように全面的に改訂しました。

わかりやすく説明することを優先したため、法律や規則の条文の記述をそのまま引用するようなことはしておりませんので、正確なことを知りたい場合には、直接に法律・規則の条文を参照してみてください。

なお、本書では、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」を「法」 ひょうきと表記し、「刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律」を「法」 と表記し、「刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する規則」を「規則」 とも、もさい とも、「略して記載しています。

2022年(令和4年)5月31日

日本弁護士連合会(日弁連)

受刑者の皆さんへ (改訂第1版)

も< じ 目 次 -

だい 第	1	がい 外	部	こうつう めんかい て がみ 交 通 (面 会 ・ 手 紙)	1
	Q 1	_	1	^{めんかい} 面 会 で き る 人 は だ れ で す か	1
	Q 1	_	2	_{めんかい じ かん} 面 会 時 間 は ど う な っ て い ま す か	2
	Q 1	_	3	めんかい しょくいん たちあい 面会に職員の立会がつかない場合はあります	
				か	3
	Q 1	_	4	てがみ だ ことができる相手方や、出せる回数	
				を教えてください	3
	Q 1	_	5	てがみ ないよう いちぶまっしょう 手 紙 の 内 容 を 一 部 抹 消 さ れ た り 、 内 容 を 書 き	
				換えるように要求されて、これに応じないと	
				発信を許可しないとされたりしたときは、どう	
				すればよいでしょうか	4
	Q 1	_	6	受け取る手紙について、制限はありますか	5
だい 第	2	医	りょう 療) 	6
	Q 2			1.1.4.1.6.1.6.0.1.3.3.4.3.7	
				か診療を受けさせてくれません、どうしたらよ	
				いでしょうか	6
	Q 2	_	2	^{。、。ゥ¸¸;} 診療を受けましたが、納得のいく治療をして	
				くれません。どうしたらよいでしょうか	7
	Q 2	_	3	刑務所の治療では不十分だと思うので、外部	
				の病院の診療や治療を受けたいのですが、どう	
				したらよいでしょうか	8
	Q 2	ー ちょう		指名医について説明してください	8

			また、懲罰を受けると、どのような不利益を受け ることになりますか	10
	Q 3	- 2	と 懲罰は、どのような手続で科せられるのです か	11
	Q3	- 3	部 職員から規律違反だと言われ、調査に付されました。不当な懲罰を受けないようにするには、	4.0
	Q 3	- 4	どうしたらよいでしょうか	12
だい	١	<u>ほご</u>	しっ tunahuo coff く 室・静穏室・拘束具	
第				14
	Q 4	- 1	どのようなときに、保護室に入れられるので すか	14
	Q 4	- 2	保護室に入れられる時間は、どのくらいです	
			か	14
	Q 4	- 3	8 保護室に収容するとき、刑務所が守るべき 条件がありますか	15
	Q 4	- 4	- 静穏室とは、どのようなものですか。どのよ うなときに静穏室に入れられるのですか	
	0.4	_ =	っ な と さ に 静 穏 至 に 入 れ ら れ る の で す か 5 拘 束 具 は 、 ど の よ う な と き に 使 わ れ る の で す	15
	α -		か	16
だい 第	5	ぼうこ 暴 行	· ・ い じ め な ど	18
		- 1	しょくいん 職員から暴行を受けてケガをしました。どの	
			ような対処法がありますか	18
	Q 5	- 2	型 職員から受けた暴行による傷が、生々しく残 ー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
			っています。 証 拠 を 残 すには、どうしたらよい でしょうか	19
だい 第		かく	カー ちゅうゃ かんたんどくしつしょぐう ・ 昼 夜 間 単 独 室 処 遇	
弟	6	隔離	: • 昼 役 间 甲 独 至 処 遇	21

	Q 6	; —	1	隔離とはどういうことですか。隔離について	
				^{おし} えてください 2	21
	Q 6	; —	2	^ゕ ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙	21
	Q 6	; —	3	^{ゕ < ヮ} 隔離の期間はどれくらいですか	21
	Q 6	; –	4	^{ゕ く ヮ} 隔離に対して、不服があるときは、どうした	
				らよいでしょうか	22
	Q 6	; –	5		
				えて、通常の工場に出役するような処遇(扱い)	
				に 戻 れ ま す か	23
	Q 6	; —	6		
				れています。この処遇(扱い)はどういうこと	
				ですか	23
	Q 6	; —	7	制限区分第4種の指定を変えてもらうには、	
+° 1.		-		どうしたらよいでしょうか2	24
第	7	不	服		25
	Q 7	· _	1	ふ ふく もうしたて せ い と 不 服 申 立 制 度 に つ い て 、 教 え て く だ さ い 2	25
	Q 7	· _	2	「審査の申請」とは、どのような制度ですか	25
	Q 7	_	3	「事実の申告」とは、どのような制度ですか	27
	Q 7	_	4	まいけっ 裁決や通知に不服があるとき、法務大臣に申	
				立てをすることができると聞いたのですが、ど	
				うすればよいでしょうか(再審査の申請、法務	
				大臣への事実の申告、不服検討会)	
	Q 7	· _	5	「苦情の申出」とは、どのような制度ですか	29
	Q 7	· _	6	もうした すっした すって の秘密は 守られますか。 不服を 申し立	
				てたことで不利益を受けることはありませんか:	30
だい 第	8	刑	事	プレせっしきついりんかい 施設視察委員会 (3 1
	Q 8	3 —	1	ヵぃぃぃせっぃぇっぃぃゟゕぃ 刑事施設視察委員会とは、どのようなもので	
				すか	3 1

	Q8 - 2	刑事施設視察委員会は、どのような活動をす	
		るのですか	31
	Q8 - 3	受刑者は、刑事施設視察委員会に意見を言え	
		ますか	32
	Q8 - 4	たいまんぱこ いんこう いけん ていまんしょ しょくいん ま提案 箱に入れる「意見・提案書」が、職員に読	
		まれることはありませんか	32
	Q8 - 5		
		らえますか。面接には、職員が立ち会いますか	
			33
	Q8 - 6	「意見・提案書」や面接を通じて、自分の処遇	
		(扱い)についての改善を訴えたいと思います。	
だい	1 \ 1-\$ 1	効果はあるでしょうか	34
第		. 訴訟)	35
	Q9 - 1	自分に対する処遇(扱い)について、裁判で争	
		うには、どうしたらよいでしょうか	35
	Q9 - 2	裁判には、どういう方法がありますか	35
	Q9-3	受刑者が刑務所を訴えた場合、勝てる見込みは	
		あるのですか	37
	Q9 - 4	表判には、どれくらいの期間が必要ですか	37
	Q9 - 5	まいばんを ´タ ´ヒ 。 ゚ 。 ゚ 。 ゚ 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	
		もできますか	38
	Q9-6	まいばん ゅうり まま	
		には、どうしたらよいでしょうか	38
	Q9 - 7	受刑者が刑務所を相手にした裁判を起こすと、	
		何か不利益や報復を受けることがありますか.	38
	Q9 -8	まいばんを起こした方がよい場合と、あきらめた方	
		がよい場合とは、どうやって判断すればよいで	

	Q 9 - 9																				た		
																					تع		
		ゃ	つ	7	さが 探	゚゙せ	ば	ょ	い	<u> </u>	U	ょ	う	か									39
だい 第	1 0 法	テ :	5 7	ス	(E	₹ <i>δ</i>	じ き	まうり 去 存	ງっ 津 技	ふ じ 夫 E	功))											41
	Q10-1		ょう 法	゚テ	ラ	ス	が	介弁	護	= ±	ひ費	まず用	を	たて <u>ソ</u>	かえ	7	<	れ	る	制	い ど	が	
		あ	る	٢	間	き	ま	U	た	0	تلے	う	١J	う	仕	組	み	な	の	で	す	か	41
	Q10-2		受め	州	者	で	も	はき	テ	ラ	ス	の	えん 援	が助	は	受	け	5	れ	る	の	で	
		す	か																				41
	Q10-3		たて <u>サ</u>	かえ替	ひき	まず用	は	`	返	ið (ř 済	<i>ੈ</i> ਰ	る	いっ いっ	まう	が	あ	る	の	で	す	か	٠	42
	Q10-4		ょう 法	゚テ	ラ	ス	に	えた援	助	を	U	て	も	5	う	た	め	に	は	,	تلے	う	
		U	た	5	ょ	(1	で	U	ょ	う	か												42
だい 第	1 1 人格	んきに 数	^{ゅうさ} 【 済	いもき	ひた.	τ																	43
	Q11-1		べ弁	んご 護	ر ل	かい 会	の	じん 人	, tj A 権	が操	う ご 護	姜	λ h	かい会	\wedge	の	じん	けん 権	きゅう 救	it i	もうし	たて	
		ے																			て		
		だ	さ	١J																			43
	Q11-2		سّع	う	١J	う	ば場	ある	に	,	じん 人	, けん 権	きゅ教	うさい 済	もう	したで <u>立</u>	が	で	き	る	の	で	
		す	か	0	心	要	゚な	じょ 条	うけん 件	゚゙゙ゕ゙゙	あ	り	ま	す	か								43
	Q11-3		じん 人	, けん 権	きゅう	うさに 済	もう	したで <u>立</u>	を	す	る	に	は	•	تلے	う	U	た	5	よ	61	で	
																							44
	Q11-4		もう 中	・ <u>い</u> た	-	が	受受	哩	さ	れ	た	5	•	じん	, けん 権	· 教	うさい 済	゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙	受	け	5	れ	
		る	の	て	す	か																	45
	Q11-5		じん 人	, けん 権	きゅう教	うさに 済	ے'	は	,	ぐ 具	をは	てき 的	に	は	تع	h	な	C	ے	を	U	7	
																							45
	Q11-6		じん 人	, けん 権	きゅう教	うさに 済	`の	そ 措	ち置	が	ے	5	れ	た	ば場	あ 合	に	は	,	じん 人	, けん 権	しん侵	
		がは書	゚は	Τ̈́	め	さ	せ	5	n	ま	す	か	0	تع	h	な	立効	うか 果	が	あ	る	の	
		7	す	か																			46
	Q11-7		じん 人	, けん 権	きゅう	うさい 済	もう	したで <u>立</u>	を	おこだ 行	う	\subset	ے	で	、	いえ	₹ :	5 7	<i>-</i> ,	刑	が務	所	
		の	な カ 中	<u>ر</u>	の	あつが 扱	٠ ١ ر ر	が	V	تع	<	な	る	C	ح	は	あ	り	ま	せ	h		
		か																					47

だい 第	12		が外	い こ . 国	o	6	と < 持	有	の	もん 問	だり	٠															48
	Q	1 2	2 –	- 1		!	家	₹ < 族	ح	l∄ □	<u>三</u>	く ご 語	で	₹ 手	がみ紙	を	や	り	取	り	す	る	こ	ح	はて	ī	
					=	き	ま	す	か																		48
	Q	1 2	2 –	- 2																					か。		
					ù	<u></u>	訳	を	家	族	が	連	れ	T	<	る	必	要	゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙	あ	り	ま	す	か			48
	Q	1 2	2 –	- 3																					あり		
					=	ŧ	す	0	刑	務	所	で	対	心心	゚ し	7	も	5	え	る	の	<u> </u>	し	ょ	うた),	49
	Q ·	1 2	2 –	- ∠	1			本	の	刑	が数	所	て	は	な	<	•	I₹ \	こ < 国	の	刑	務	所	で	代れ)	
					Ų	9	に	服	くをを	゛て	き	る	制	度	は	あ	り	ま	す	か							49
	•	d d	-	Í	っく 録																						51
	•	介弁	を護	ت ل إ ±	, か - 全	ν Ξ .									· • • •												52
	•		本	<i>ь</i> Е	j j	خ خ :	_し ;	えん援	セ	ン	タ	_	(ょう 法	テ	ラ	ス)									54

だい がいぶ こうつう めんかい て がみ 第1 外部交通(面会・手紙)

Q1-1 面会できる人はだれですか

- 1 原則として面会が認められる人は以下のとおりです(法111条1項)。
 - ① 受刑者の親族(1号)

含まれる具体例: 配偶者(妻・夫)、内縁の妻・夫(婚姻届けを提出していない事実上の夫婦)、実の親や子、養子縁組した親や子、

含まれない具体例:婚約者、恋人、養子縁組した親や子で刑務所が 「外部交通を確保する目的のためにする縁組」と判 断した場合

② 重要用務処理者(2号)

「婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の受刑者の身分によう、法律上文は業務上の量大な利害に係る用務の処理のため置会することが必要な者」も節会が認められます。

(含まれる具体例)

- ア 結婚、親権、子の養育、相続、雇用関係などの調整のための相談をする者
- イ 受刑者から、民事訴訟や再審請求などについて委任又は相談を 受けている弁護士
- ウ 受刑者が経営する会社などの業務処理方針の重要な決定に ついて相談をする会社の関係者
- こうてき きかん しょくいん こうよう りゅう めんかい 公的機関の 職 員との公用を理由とする面会
- ③ 改善更生に資すると認められる者(3号)

「受刑者の更生保護に関係のある者、受刑者の釈放後にこれを雇用しまっとする者その他の面会により受刑者の改善更生に資すると認められる者」

(具体例)

出所後の身元引受人、更生保護法人の担当者、釈放後の雇用主(雇助の見込みが現実的で、面会により受刑者の改善更生に資すると認められる場合に限る)など

2 所長の裁量により面会が認められることがある人は以下のとおりです (法111条2項)

「交友関係の維持その他面会することを必要とする事情があり、かつ、面がしまり、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生じ、又は受刑者のきょうせいしょくう てきせつ じっし ししょう しょう 矯 正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認める」者(具体例)

ゆうじん ちじん がくせいじだい おんし かいしゃかんけいしゃ 友人、知人、学生時代の恩師、会社関係者

面会が許可されるには、面会しようとする人と被収容者との関係が確認できることが必要ですので、あらかじめ面会したい旨の届出をしたり、関係を明らかにする書類を提出したりしましょう。事前に届出がなされていない人が面会に来た場合、刑務所は機械的に断るのではなく、その場で審査をしてはんだん することになっていますが、面会をスムーズに行うためには、事前に届出などの手続きをしておいたほうがよいでしょう。

友人や知人として面会が認められるには、継続的に交際をしてきたことが客かれていますので、面会前に手紙のやりをいる。 $\frac{b}{k}$ なんど取りを何度かしておくとよいでしょう。

かもと あき ひと ぼうりょくだんいん じゅけいしゃ えんかつ しゃかいふっき ししょう 身元が明らかではない人、暴力 団員、受刑者の円滑な社会復帰に支障 をおよ ひと めんかい きょか 及ぼすおそれがあると判断された人は面会は許可されません。

Q1-2 面会時間はどうなっていますか

30分を下回ってはならないとされています。しかし、節会の申し出の数が多く、面会室の数が十分にないなどその他の事情により、やむを得ない場合には、5分以上30分未満の範囲内で終了することも許されています。

Q1-3 面会に 職 員の立会がつかない場合はありますか

めんかい しょくいん たちあい かのうせい いか の 会に 職 員の立会がつかない可能性があるのは以下のとおりです。 せいげんくぶんだい しゅ どうだい しゅ

tinifia < siafin しゅ どうだい しゅ の制限区分第2種、同第1種

送律上、面会に職員の立会いがつかない場合は以下のとおりです(法1122条)。

◎受刑者が自己に対する所長の措置や、自己が受けた処遇(扱い)に関し、 ①刑務所を相手方とする人権侵害 救済 申立をした場合に調査を行う国又は地方自治体の職員、②民事訴訟を提起した場合の自分が依頼した弁護士と節会する場合

Q1-4 手紙を出すことができる相手方や、出せる回数を教えてくだ さい

てがみ だ あいてがた 1 手紙を出せる相手方

だれても出せるのが原則ですが、「犯罪性のある者」「刑事施設の規律及び まつじょ がい 大家を害し、又は受刑者の 矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者」と判断されると許されません(法128条)。

だ あいてがた ぐたいれい (出せない相手方の具体例)

じゅけいしゃ ぼうりょくだんいん きょうはんかんけい もの ぜんか ぜんれき もの どう 受刑者、暴力 団員、共犯関係にあった者、前科・前歴のある者、同い けいじしせつ しゅっしょ もの じゅけいしゃ かいぜんこうせい さまた こうい く かえーの刑事施設を出所した者、受刑者の改善更生を妨げる行為を繰り返している者

現在の法律ができる前ですが、最高裁において、「受刑者のその親族でない者との間の信書の発受は、受刑者の性向、行、状、監獄内の管理、保安の状況、当該信書の内容その他の具体的事情の下で、これを許するといれ、監獄内の規律及び秩序の維持、受刑者の身柄の確保、受刑者を以及しより、監獄内の規律及び秩序の維持、受刑者の身柄の確保、受刑者を以及しまるがい善、更生の点において放置することのできない程度の障害が生するとが善、更生の点において放置することのできない程度の障害が生するとが当れる」とした判決(平成18年3月23日最高裁第一小法廷判決)が出されています。この判決は、現在の法律の解釈としても正当なものと考え

られますので、ご紹介しておきます。

「出せない相手方」に該当する場合でも、親族への手紙や「受刑者の身分 じょう、ほうりつじょうまた きょう むじょう じゅうだい りがい かか ようむ しょり 上、法律 上又は 業務 上の 重 大な利害に係る用務の処理のために 面会 でも、対必要な者」への手紙は禁止することはできません(法128条 ただし書き)。

て がみ だ かいすう 手紙を出せる回数

1か月に出せる回数の最低限は優遇区分の違いに応じて以下のとおりとなります。

②第1類は10通、第2類は7通、第3類と第4類は5通、優遇区分が指定されていない者、第5類は4通

Q1-5 手紙の内容を一部抹消されたり、内容を書き換えるように 要求されて、これに応じないと発信を許可しないとされたりしたときは、どうすればよいでしょうか

刑務所が、削除や抹消を指示してくる例は、相手を脅迫したり、侮辱したりする内容であったり、受け取った者が困惑するような内容、面会や金品の交付を強要する内容であったりする場合、あるいは職員の個人名が記載されている場合などでしょう。

削隊や抹消など書き置しを指示された場合に、これに従わなければ、刑務所がその部分を抹消では削除したり、あるいは手紙を出すことが許されない(差し止め)場合があります。

かんしょう ゆる (干渉が許されない場合)

受刑者が、自己に対する所養の措置や、自己が受けた処遇(級 い)に関し、 たまっきを行う国又は地方公共団体の機関に出す手紙や、弁護士に出す手紙は、刑務所は、削除や抹消を指示できません(法129条2項)。

かんしょう 干渉された場合の対応

手紙を書いた本人からすれば「不当な干渉」と思うこともあると思いますが、たんとうしょくいん まっしょう はっしんふきょか を避けるための配慮である場合 もありますので、単なる 表 現の訂正程度であれば書き直した方がスムーズに

いくでしょう。

納得できない場合には、書き直しに応じる必要はありません。そうすると、 まっしょう はっしん ふ きょ か 抹 消 や発信不許可になることがあります。これに対しては、審査の申請(第7 さんしょう きしょう だい さんしょう 参 照)や、訴 訟 (第9参 照)という方法で 争 う他ありません。

Q1-6 受け取る手紙について、制限はありますか

っ 受け取れない手紙

刑事施設の規律及び秩序を害し、文は矯正処遇の適切な実施に支障を生 するおそれがある場合

(具体例)

受刑者、暴力団賞からの手紙、同一の刑事施設を出所した著からの手紙など差出人に問題がある場合、手紙の内容に暗号や符号が使われており施設が内容を把握できない場合

手紙首体を受け取れない場合もありますし、一部が抹消された上で受け を取れることもあります。受け取れなかった手紙は、出所時にまとめて渡される取扱いです。

第2 医療

Q2-1 職員に診療を受けたいと申し出ても、なかなか診療を受けたいとしましまである。 けさせてくれません、どうしたらよいでしょうか

くだいてき しょうじょう せつめい 1 具体的な症状を説明する

残念ながら、職員が医師による診察が必要であると判断しなければ、医師 しんりょう う の診 療 を受けることはできません。

ですから、まず職員に対し、具体的な症状(熱がある、咳が出る、これまで感じなかった強い痛みを感じるなど)を説明して詐病ではなく本当にないますが、が悪いことを説明したり、すでに数日間以上様子を見ているものの症状が改善しないので医師の診療が必要であることなどを粘り強く説明してみたりしてください。

2 外部の人に協力を求める

それでも診療を受けることができない場合は、外部の人に訴え、その人に がいぶの人に訴え、その人に がいぶの人に訴え、その人に がんがした。 がんがした。 がんごした。 がんごした。 がんごした。 がんごした。 がんごした。 がんごした。 がんごした。 がんごした。 がんごした。 れば、その弁護士に相談するのがよいでしょう。

し さつ い いんかい ていあん こう か ば あい 3 視察委員会への提案が効果をもつ場合も

刑事施設視察委員会(第8を参照してください)に提案箱を通して意 が、でいるかしょだ。 見・提案書を出すことも、一つの方法です。刑事視察委員会は、個別の事 ないまする組織ではありませんが、視察委員の中には医師がいますので、 別の方法では、たいおうないには、 関いまする場合には、専門的な立場から、刑務所に対して がいばんいけんのの 改善意見が述べられる可能性があります。

Q2-2 診療を受けましたが、納得のいく治療をしてくれません。 どうしたらよいでしょうか

1 快方に向かわないことを説明する

 $^{\text{Lho}_{3,5}}$ 診療においては、診療をした医師の判断が尊重されます。

しかし、医師が納得のいく治療をしてくれず、快方に向かわないのであれば、医師の判断が変わる可能性があります。診療を受けたにもかかわらず、快方に向かわない場合は、医師に対して快方に向かわないことを丁寧に説明してみてください。

2 参考になる東京 高等裁判所の判決

医師に治療の選択について説明を求める際に、参考になる判決がありま

でいせい ねん がつ にちとうきょうこうさいはんけつ とうがいかんじゃ せきにん いりょう 平成 1.8 年 4 月 2.6 日東 京 高裁判決は「当該患者がその責任で医療情報を収集することにつき制約を受けることによる不利益を考えると、拘禁施設の医師による加えようとしている医療行為についての説明は、一般の場合以上に客観的かつ適切なものであることが要請される。」としています。刑務所医療においては、一般の病院以上に、医師に重いまりが、 もない では、一般の病院以上に、医師に重いはんけつ まないあることを明らかにした判決です。

3 外部の人に協力を求める

外部の人に交渉してもらうのも、一つの方法です。外部の人を通じて外部の医師に症状を説明してもらい、診療に対する意見を述べてもらえれば、それを刑務所の医師に伝えてもらうことが考えられます。

しょうじょう おも ばあい へんご し そうだん けいむしょ もうしい ひつよう 症 状が重い場合は、弁護士に相談して、刑務所への 申 入れなどの必要な措置をとってもらうことも 考 えられます。

4 視察委員会への提案(意見・提案書)

刑事施設視察委員会に訴えることも、一つの有力な方法です。ただし、しきついいんかい こべつ じあん きゅうさい もくてき 視察委員会は個別の事案の 救済を目的とする組織ではありませんので、視きついいんかい ていあん なっとく ちりょう う 祭委員会への提案によってすぐに納得できる治療が受けられるわけではありません。

べん こ し かい じんけんきゅうさいもうしたで 5 弁護士会への人権 救済 申立

がんこしかい たんけんきゅうさい もうした 弁護士会に人権 救済の申立てをすることも考えられますが、弁護士会が、 弁護士会が、 施設から得られる医療情報は限られています。 したがって、 弁護士会があなたの望む勧告をしてくれるとは限りません。

また、弁護士会が勧告をしたとしても、刑務所の医師がそれに従い、あなたに対し納得のいく治療をするとは限りません。仮に納得のいく治療をするとは限りません。仮に納得のいく治療を受けられたとしても、それまでには相当の期間がかかります。

Q2−3 刑務所の治療では不十分だと思うので、外部の病院の診療では不分だと思うので、外部の病院の診療が治療を受けたいのですが、どうしたらよいでしょうか

がいぶびょういん しんりょう しょちょう はんだん ひつよう 1 外部病院の診療には所長の判断が必要

刑務所では、刑務所の医師(歯科医師を含みます)による診療が原則です。

所長は、刑務所の医師の意見を参考にして判断すると考えられます。 したがって、刑務所の医師に、外部の病院による診療が必要であることを納得してもらう必要があります。刑務所の医師に、これまでの治療方法では快方に向かわないことを訴えることなどが考えられます。

2 視察委員会への提案

刑事施設視察委員会 (第8を参照。してください) に意見・提案書を提出することも一つの方法です。ただし、視察委員会は個別の事案に対応する組織ではありませんので、視察委員会への提案によってすぐに外部の病院でいから、意が受けられるわけではありません。

Q2−4 指名医について説明してください

1 指名医とは(法63条)

指名医とは、受刑者自身が指名する外部の医師により、刑務所内で診療を 受けることを認める制度です。

しめいい 指名医が認められる場合

指名医は、所長が許可した場合に認められます。許可されるためには、次 の条件のすべてを満たしている必要があります。

- ① ケガをしていたり、病 気にかかっていたりすること
- しんりょう う いし しめいとう ぐたいてき とくてい ② 診療を受けたい医師の氏名等を具体的に特定していること
- ③ その医師が刑務所に来てくれて、刑務所の設備で診療が可能なこと
- びょうき けいむしょ おこな しんりょう たいおうこんなん ケガや 病 気が、その刑務所で 行っている診 療 では対応困難なもの であること
- かんり うんえいじょう ししょう
 管理運営上の支障がないこと
 医師が診療を承諾していること

ただし、4の $\overset{\text{totalph}}{\hat{\mathbf{A}}}$ であっても、医療 上特に有益 であると認められる場合には、指名医による診療を許可される場合があり ます。虫歯の治療におけるインプラント治療は認められたケースがありま す。

3 費用の負担

指名医へ支払う費用はあなたが負担する必要があります。刑務所は負担し てくれません。健康保険も適用になりませんので自由診療としての費用を ^{ふたん} 負担することになります。

^{て つづき} 4 手続 について

しめいい しんりょう しんせい じゅけいしゃ けいむしょ ひつよう そめいしりょう 指名医による診療の申請をした受刑者は、刑務所から必要な疎明資料の ていしゅつ ようきゅう ば あい げつ い ない ていしゅつ まと 提 出 を要 求 された場合、1か月以内に提 出 することが求められていま す。もちろん、指名医を探し、その医師が診療に同意してくれないといけ ません。

したがって、この制度を利用するには、資料集めや医師を探すために働 いてくれる、信頼のおける外部の人(できれば弁護士)の手助けが重要で す。

5ょうばつ か じゅう 1 懲罰を科される事由

- ① 各刑務所が定めている遵守事項に違反したとき
- ② 職員の指示に違反したとき

各刑務所では、「所防生活の手引き」(芝は「所防生活の心得」)や「被収容者 遵守事項」など細かく多くの遵守事項を定めています。その内容には、問題がないわけではありませんが、これらに定められた 遵守事項に違反すると、懲罰の対象となります。よく読んで内容を知っておくことが大切です。

また、様々な理由から、受刑者が職員から特に注目されると、わずかな規律違反を取り上げられて、厳しい懲罰を受けることがあります。

5ょうばつ しゅるい 2 懲罰の種類

- さぎょう
 かいない ていし

 ② 作業の10日以内の停止
- じべんぶっぴんとう しょうとう にちいない ていし 自弁物品等の使用等の15日以内の停止
- (4) 書籍等の閲覧の30日以内の停止
- ⑥ 30日以内の閉居罰(特に情状が重い場合は60日以内)

へいきょばつ 閉居罰では、以下の行為が禁止されます。

- じべんぶっぴん しょうとう 自弁物品の使用等
- しゅうきょうじょう きょうかい う ② 宗教上の教誨を受けること
- (4) 自己契約作業
- ⑤ 前会

また、運動時間・入浴の回数も制限されてしまいます。

また、別居罰中は、原則として単独室に収容されますが、謹慎の趣旨に覧しない限度において矯正処遇等が行われます(法152条)。

Q3**-2** 懲罰は、どのような手 続 で科せられるのですか

1 調査

担当職員が、受刑者が反則行為を犯したと報告すると、調査が行われます(担当職員自身が調査を担当することもあります)。受刑者には、あらかじめ、書面で、①弁解すべき日時艾は期限、②懲罰の原因となる事実の要旨、を通知しなければならないこととされ、弁解の機会が与えられます。通常の場合、調査に付されると、その時点で調査が終了するまでので、②徳間単独室処遇とされます。調査は、職員から取調べを受けるほか、目撃者や関係者からも事情を聴取し、その結果は供述調書、報告書などにまとめられます。

2 懲罰審查会

次に、懲罰を科すかどうかを決めるため、懲罰審査会が開かれます。あ

なたも審査会に呼び出されます。物質の監査を会は、所内の管理職で構成されれる。物質の表面を会に呼び出されます。物質のでは、所内の管理職で構成したのでは、受刑者の補佐人を教育課長など別の幹部職員したのでは、受刑者には弁解の機会が与えられるものの、証が、またが、ことになっています。受刑者には弁解の機会が与えられるものの、正にからなるになったり、弁護士を依頼したりすることは認められていません。を問を行ったり、弁護士を依頼したりすることは認められていません。をは、受刑者の立場に立って、受刑者の言い分を補佐する役割、つまなり、刑事裁判における弁護人としての役割を負うことになっていますが、の場合には、審査会の前に一度、受刑者本人の言い分を聞くことがある程度です。

Q3-3 職員から規律違反だと言われ、調査に付されました。不当 な 懲 罰を受けないようにするには、どうしたらよいでしょうか

ただし、懲罰手続において受刑者の言い分が取り上げられることは、実際には、あまりありません。また、規律違反行為を否認した場合には、反省の情がないとして、より重い懲罰を受ける可能性もありますので、注意が必要です。

Q3-4 納得のいかない 懲罰を受けました。取り消してもらうこと はできますか

不服申立ての制度として「審査の申請」ができます(第7を参照してくだい)。

審査の申請は、受刑者が自分で行わなければならず、受刑者が弁護士を類む権利は認められていません。また、懲罰の決定の告知があった日の翌日から30日以内に書面でしなければなりません。長い期間の懲罰の場合は、懲罰の執行中に不服の申立てをしなければ間に合いませんので、不

服申立てをしたい場合は、懲罰中に認書願いを出す必要があるでしょう。申請書は、所定の用紙が用意されていますので、「審査の申請をしたいので、用紙をください。」と申し出てください。申請書には、内容を要領よく簡潔に記載してください。懲罰の対象となった事実自体について、事実の認定に不服があるのか、あるいは、事実には争いがないものの懲罰の内容が重すぎるとか、他の事案に比べて不公平であるなど、申し立てたい内容を分かりやすく記載するようにしてください。

審査の申請は、全国に8か所、設置された 矯正管区で審査されます。 矯正 で 全国を8管区に分けて刑事施設・少 を は、法務省の地方支部分局で全国を8管区に分けて刑事施設・少 年施設の管理運営を図る機関です。 矯正管区 長 は、審査の申請に対して、施設の決定を認めるか、取り消すのかの裁決をします。この裁決に納得できない場合は、さらに法務大臣に対して、再審査の申請をすることができます。これも、裁決の告知があった日の翌日から30日以内に、書面でしなければなりません。

審査の申請をしても、懲罰の執行が停止されることはありません。ですから 懲罰が終わるまでに結論が出なければ効果はありません。例外的に効果があるのは、報 奨 金の削減が取り消される可能性がある程度です。

さいしんさ しんせい けっか ふふく そしょう あらそ 再審査の申請の結果にも不服があれば、訴訟で争うことになります(訴 しょう だい さんしょう ひんしょう とんしょう とんしょう でもんしょう できる 照 してください)。

まで しつ せいおんしつ こうそく ぐ 第4 保護室・静穏室・拘束具

Q4-1 どのようなときに、保護室に入れられるのですか

保護室とは、被収容者の身体を傷つけにくく、損壊や汚損しにくい構造・設備を備えた収容室を意味しています(規則39条)。具体的には、一般に、トイレは床面に埋め込まれており、水を流すボタンは部屋の外に設置され、また、床も柔らかい材質のものになっています。

この保護室に受刑者を収容することが認められるのは以下の場合です(法79条1項)

- ① 自身を傷つけるおそれがあるとき
- ② 次のイからハのいずれかに該当する場合で、刑事施設の規律及び秩序を 維持するため特に必要があるとき
 - けいむがん せいし したが おおこえまた そうおん はって 刑務官の制止に従わず、大声又は騒音を発するとき
 - ロ 他人に危害を加えるおそれがあるとき
 - ハ 刑事施設の設備、器具その他の物を損壊し、又は汚損するおそれがあるとき

Q4-2 保護室に入れられる時間は、どのくらいですか

保護室への収容期間は原則として72時間以内です。ただし、「特に継続の 必要がある場合」には、48時間ごとに更新することができます(法79条 3項)。

実際には、短い場合には数時間、反い場合では3日以上となる場合もありますが、受刑者の興奮、状態が収まり、元の居室に戻してもよい、状態になったかどうかが、収容解除の判断のポイントになります。ですから、室内を歩き回ったり、独り言をつぶやいていたりすると、まだ、興奮、状態が続いているとみなされてしまい、収容解除が遅れることがありますので、注意が必要です。

Q4-3 保護室に収容するとき、刑務所が守るべき条件があります

1 所長の命令が必要

保護室への収容は所養の命令によらなければなりません(法79 条 1 項)。ただし、命令を待つ時間的な余裕がないときは、その命令を待たないで収容できますが、この場合には、収容後、速やかに所長に報告しなければなりません(同条 2 項)。

2 収容中止の要件

保護室への収容の必要がなくなったときは、直ちに収容を中止しなければなりません(同条4項)。

thacablaaten かんり 健康 状態の管理

保護室に収容したり、収容期間を更新したりした場合には、受刑者の健康状態について、刑事施設の職員である医師の意見を聴かなければなりません(同条5項)。

4 録画

でいっちょうしで をは こしつ しゅうよう した場合や手錠等を使用した場合には、その 被 収 容者を保護室に収 容した場合や手錠等を使用した場合には、その 収 容又は手錠 使用の開始から終 了までの全期間の 状況 について、室 ないかんし 内監視カメラにより録画し、録画した際の状況を「保護室等録画書留簿」 きょうく に記録することとされています。

しょくいん ひしゅうようしゃ じつりょく こうし ばあい どうよう けいだいよう 職員が、被収容者に実力を行使する場合も同様に、携帯用ビデオカメラで録画するとともに、被収容者身分帳簿の視察表等に記録することとされています。(「被収容者の動静等の記録について」平成16年3月1日 矯保1199 矯正局長通達)。

Q4-4 静穏室とは、どのようなものですか。どのようなときに静穏 室に入れられるのですか

Q4-5 拘束具は、どのようなときに使われるのですか

しゅるい **1** 種類

カ東具には、捕縄・手錠のほかに拘束衣があります。手錠は、さらに、たいいっしゅと第二種とがあります(次頁の図を参照してください)。

2 使用の要件

捕縄・手錠は、受刑者を護送する場合、又は受刑者が以下の行為をするおそれがある場合に、使用できるとされています。

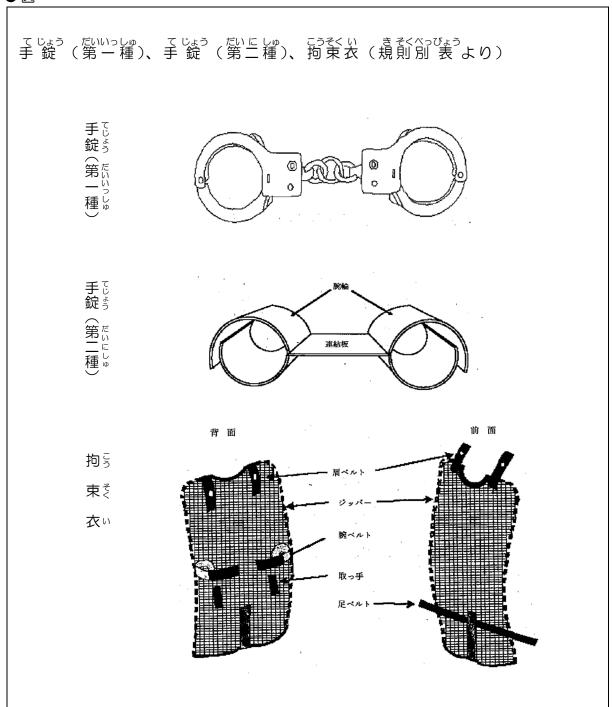
- ① 逃走すること
- じしん きず また たにん きがい <わ ② 自身を傷つけ、又は他人に危害を加えること
- ③ 刑務所の設備、器具その他の物を損壊すること

こうそく ぐ き けんせい 3 拘束具の危険性

第二種手錠は、現状では、葉に自分を薦つける行為や、自殺を防ぐ目的として使われることが多いようですが、職員に対する暴行のおそれが高いと認められる場合にも使用されているようです。また、腕輪を腰ベルトで固定する形でなくなったことから、両腕の自由を奪うために両手後ろの

形で使用されることがあるようです。 両手を後ろにした使用は、人によっては苦痛が非常に大きいものになりかねません。間違っても、手錠の使用が 虐 待に利用されることのないようにする必要があります。

● 図



ぼり ほうこう 第5 暴行・いじめなど

Q5-1 職員から暴行を受けてケガをしました。どのような対処法 がありますか

事実の申告(法163条)

刑事施設の職員から、次のような行為を受けたときは、「事実の申告」と ふ ふくもうした いう不服 申 立てをすることができます (Q7-3参 照)。

- ① 身体に対する違法な有形 力 の行使
- いほうまた ふとう ほじょう てじょうまた こうそくい しょう 違法又は不当な捕縄、手錠又は拘束衣の使用
- い ほうまた ら とう ほ ご しつ しゅうよう 違 法 又 は 不 当 な 保 護 室 へ の 収 容
- 2 事実の再申告(法165条)

ままうせいかんく ちょう 矯正管区長から通知された結果に不満がある場合は、さらに法務大臣に たい じじつ さいしんこく すんしょう しんこく てつづき 対して、事実の再申告をすることができます(Q7-4参照)。申告の手続 しいつ しんこく ばあい おななどは、事実の申告の場合と同じです。

3 その他

事実の申告以外の対処方法としては、以下のようなものがあります。 ただ、それぞれの方法には、記載したとおり、デメリットもありますので、 どの方法によるかは、よく 考 えてみてください。

- ほう む きょく じんけんきゅうさいもうした (1) 法務局への人権救済申立て
 - デメリット…① 法務局には、裁判所のような強制的な調査権限 はなく、暴行などの事実認定が難 しい
 - かり ぼうこう にんてい ばあい きょうせいりょく ② 仮に、暴行などが認定できた場合も、強制力は

- (2) 弁護士会への人権 救済 申立て
 - デメリット…① 弁護士会には、強制的な調査権限がなく、暴行などの事実認定が難しい
 - けつろん 結論が出るまでに時間がかかる
 - がりに、暴行などが認定できた場合も、弁護士会か けいにく かんこく だ きょうせいりょく ら警告や勧告が出されるだけで、強制力はない

デメリット…① 証 拠の 収 集 が 難 しく、 勝 訴することは 取 取 まずか こんなん の で まずか の と で の と の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の の で の の で の の で の

② 置 夜間単独室処遇にされてしまう可能性がある

(4) 視察委員会に対する提案箱への意見の投函について

世間でしまっていたがいだいでは、これではようでは、 刑事施設視察委員会(第8を参照してください)に対して、提案箱 いけんでいるかとうしょ ほうほう しょくいん いほう こういった に意見・提案を投書する方法で、職員の違法な行為を伝えることが、 対いましょない じょうきょう かいぜん 刑務所内の状況を改善するきっかけになることもあります。

視察委員会の委員は、皆さんからの意見を読んで、刑事施設を視察しせつがり しつもん だ したり、施設側に質問を出してその回答を求めたりして、施設の運営について意見を述べて、 状 況 の改善を求めていきます。

ただし、視察委員会は、個別の事案の 救済を目的とする組織ではありませんので、施設全体の運営をよくするための意見を述べることができるにとどまることについては理解しておいてください。

(1) 医師の診察を求める

まず、早急に医師の診察を申し出て、症状を詳細に訴えてください。できるだけ詳しく書いてもらえるように、医師に丁寧に説明してください。医師によっては、傷の写真を撮ってくれる人もいますので、申し出てみてください。必要な諸検査も行ってもらえるよう、積極的に働きかけた方がいいでしょう。

- (2) 自分で記録したり、手紙を出したり、面会に来てもらう (2) 自分で記録したり、手紙を出したり、面会に来てもらう 傷が消えないうちに、自分で詳細にそのときの傷の状態や症状をノー がいぶした。 かくにがまましておくこと、外部の人に詳細につづった手紙を出すこと、面会に 来てもらって、直接目で確認してもらうことも大切です。
 - ① 自分で記載しておくけんで記載しておくがのメートに日付を記載しておくった。 を記録をつけまたがのメートに日付を記載しておくこと、職員に訴えた内ではでいる。 その時の職員の対応、診察を求めているもとの時の職員の対応、すべて記載しておきましょう。 き記載するときは、かではなく、ボールペンで記載しておえたのけくわえたり、毎日定期するとき、記載するとと、記載した内容については、後からつけくわえたり、治があることと、記載がある。 ではなられては、後からつけくわえたり、付かえたりしないことが、信用してもらうためのコツです。 修正したい箇所がある場合は、前日以前の記載を消したり、付かえたりするのではなく、その日の欄に、修正したい内容を記載するようにし

て、後から変更しない方がいいでしょう。

② 外部の人と面会できた場合のポイント 外部の人と面会ができた場合は、面会のときの様子を記録してもらい、外部の人と面会ができた場合は、面会のときの様子を記録してもらい、その記録に確定日付(公証 役場で押印してもらうスタンプ)をとってもらうことも有効です。

(3) もし弁護士に依頼できた場合

これらの作業と合わせて、もしも弁護士を依頼することができれば、弁護士に証拠保全の手続をとってもらうことも考えられます。これは、訴訟提起に先立って、あらかじめ、隠したり廃棄されたりしそうなおそれのある証拠を保全(確保)しておく手続で、裁判所が主催して行います。ただし、証拠保全手続は、訴訟提起を前提としているので、別途、訴訟を起こす場合の注意が必要になります(第9を参照してください)。

だり かくり ちゅうゃかんたんどくしつしょぐう 第6 隔離・昼夜間単独室処遇

Q6-1 隔離とはどういうことですか。隔離について教えてください

がくり 隔離とは、他の収容者から離して、昼夜、単独室に収容することです。法 76条は、受刑者が次の事項に該当するときは、隔離を認めています。

- ① 刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがあるとき
- ② 他の被収容者から危害を加えられるおそれがあり、これを避けるために 他に方法がないとき

本来、人間は社会的な存在ですから、集団生活を送る中で、他人と会話したり、運動や娯楽を一緒に行うなど、他人と接する機会を持つことは、人として自然なあり方で、受刑者の利益です。

その利益を奪う「隔離」は、法律で、要件と期間が明確に規定されています。また、刑事施設の長は、隔離の必要性がなくなったときは、直ちに隔離を中止しなければならないとされています(法76条3項)。

Q6ー2 隔離になると、どういう扱いを受けますか

たださい 隔離になると、ずっと単独室に入れられることになります。

運動や入浴のときも、単独室専用の狭い設備で、一人で行うことになります。

Q6-3 隔離の期間はどれくらいですか

 頭)。

刑務所は、隔離をする場合に、その根拠規定を本人に告知することとされています(受刑者の隔離に関する訓令4条)。そして、「処遇 上 適当と認めるときは、隔離する具体的な理由についても告知して差し支えないこと」とされています(同訓令についての依命通達)。

かくり たい しんさ しんせい りゅう 高離に対して審査の申請(Q7-2参照)を行うと、その申請に理由がないとして棄却される場合でも、なぜ棄却するのかという理由が示されることになります。

また、隔離の対象者については、「綿密かつ頻繁な視察」や「隔離の理由を除きよするための相談助言その他適当と認められる措置」をとることとされています。そのような視察や相談助言の際に、隔離の理由や隔離を解いてもらうための対処法を教えてもらえる可能性があります。

Q6-4 隔離に対して、不服があるときは、どうしたらよいでしょう か

不服 申立ての方法としては、以下のようなものがあります。

- ① 矯正管区の長に対する「**審査の申請」**ができます(法157条)。審査の申請については、Q7-2を参照してください。
- ② その審査の結果(裁決)に不服がある場合は、さらに、法務大臣に対して「再審査の申請」ができます(法162条)。再審査の申請については、Q7-4を参照してください。

これらの手続の決定では、隔離の理由が示されることになっています。

③ また、法務大臣・実地監査を行う監査官・所長に対して「苦情の申し出」 もできます(法166条以下)。苦情の申し出については、Q7-5を参照してください。 苦情の申し出を受けたときは、これを誠実に処理して、結果を申し出た受刑 者に通知する必要があるとされているので、隔離の理由が説明されることもかが、考えられます。

Q 6 - 5 隔離になった場合、どうしたら中止してもらえて、通常の こうじょう しゅつえき 工場に出役するような処遇(扱い)に戻れますか

「隔離の理由が、「他の被収容者と接触することにより刑事施設の規律及び秩 では、がい 序を害するおそれがあるとき」とされている場合には、規律を守って生活するなどして、職員に、「規律や秩序を害するおそれはない」と評価されるように努力してみてください。

また、隔離の更新に問題があることを、刑事施設視察委員会(第8を参照してください)に伝えるということも考えられます。

しきついいんがい 視察委員会は、個別の事案の数済を目的とする組織ではありませんが、隔 の こうしんてつづき てきせい おこな 離の更新手続が適正に行われているかどうかについて、調査し、改善のた めの意見を述べてもらえる可能性があります。

Q6-6 隔離ではないのですが、 昼 夜間単独処遇とされています。 この処遇 (扱い)はどういうことですか

せいげん < ぶんだい しゅ 制限区分第4種のことです。

「改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることができる見込みが低い者」と判断された場合、制限区分の第4種に指定されてしまいます。

第4種に指定されると、原則として単独室処遇になります(規則49条5項)。 げんそく つき かい しゅうだんしょぐう た じゅけいしゃ きょうどう うんどう そして、原則として月2回、集 団処遇(他の受刑者と 共 同しての運動など) $\frac{1}{2}$ を受けられる以外は、エ 場 に出ることもなく、入 浴も一人ですることになり い めいつうたつ ます (依命通達)。

Q6-7 制限区分第4種の指定を変えてもらうには、どうしたらよい でしょうか

し直さなければならないことになっています (依命通達)。

- はんざい せきにん じかく かいて じょう かいぜんこうせい いょく ていと 犯罪の責任の自覚、悔悟の情、改善更生の意欲の程度 きんろう いょく ていど しょくぎょうじょう ゆうよう ちしき ぎじゅつ しゅうとくじょうきょう 勤労意欲の程度、職業上の有用な知識や技術の習得状況
- ひつよう ちしき せいかつたいど しゅうとくじょうきょう社会生活に適応するために必要な知識や生活態度の習得状況
- じゅけいちゅう せいかつたい ど じょうきょう 受刑 中の生活態度の状況
- しゃがいせいかつ き そ がくりょく う む 社会生活の基礎となる学力の有無

これらの $\stackrel{\circ}{\mathbb{P}}$ 価要素について、 $\stackrel{\circ}{\mathbb{P}}$ について、 $\stackrel{\circ}{\mathbb{P}}$ に さい。例えば、真面目に作業をしたり、規則を守って生活したりすることな どが考えられます。

せいげんく ぶんだい しゅ してい くじょう もう で さんしょう 制限区分第4種への指定については、苦情の申し出(Q7-5参照)をす ることもできるのですが、あまり効果は期待できません。

だり ふ ふくもうしたてせい ど 第7 不服 申 立制度

ふ ふくもうしたてせい ど Q7-1 不服 申 立制度について、教えてください

法は、不服 申 立制度として、① 審査の申請(法157条)、②事実の申告(法163条)、③苦情の申し出(法166条)の3種類の制度を設けています。

Q7-2 「審査の申請」とは、どのような制度ですか

審査の申請は、原則として、措置の告知があった日の翌日から起算して30 にもいないに、自分自身で、書面で行わなければなりません。対象となる措置の 性質上、その措置を受けた本人しか審査の申請はできず、弁護士であっても、 代理することはできませんので、注意してください。

ただし、自分で書類の作成ができない場合は、職員に代わって書いてもらう ことができます(代書)。

もうした 申立ての内容については、秘密とすることとされており、職員もその内容 を見ることはできませんが、申立てをしたこと自体まで秘密にできるわけで はありません。

期間制限を守ることができない「やむを得ない事情」がある場合は、その事時がやんだ日の翌日から1週間以内に限って申請できることとされています。いずれにしても、この期間制限は、極めて厳しく、外部の友人や弁護士に相談してから申し立てようなどと考えていると、期間が過ぎてしまう危険がありますので、注意してください。

いん さ しんせい う きょうせいかんく ちょう ひつよう ちょうさ おこな 審査の申請を受けた 矯 正管区の 長 は、必要な 調 査を 行 い、できるだけ 90 EDU内に裁決をするよう努めなければならないことになっています。

この裁決にも不服がある場合は、「再審査の申請」(Q7-4参照)をすることができます。

Lh さ Lhth てつづき たいしょう こうい 審査の申請の手 続 • 対 象 となる行為

	<u> </u>
あいて がた 相手方	sejeting く ちょう 矯 正管区の 長
期間	gives また こくち ひ よくじつ にち いない 原則:措置の告知があった日の翌日から 30日以内
	れいがい きかんせいけん まも 例外:期間制限を守ることができない、やむを得ない理由が
	ある場合は、その理由がやんだ日の翌日から 1 週 間以
	ない 内
しんせい ほうほう 申請の方法	ほんにん じ しん しょめん 本人自身が、書面でしなければならない
たいしょう そ ち 対象 措置	1. 自弁の物品の使用又は摂取を許さない処分
	りょう ち きん しょう ほ かん し ぶつ りょう ち 2.領 置金の使用や、保管私物・領 置されている金品の交付
	ゅる を許さない処分
	しめいい しんりょう ゆる しょぶん しめいい しん 3.指名医による診療を許さない処分や、指名医による診
	りょう ちゅう し 療の中止
	4. 被収容者が一人で行う宗教上の行為の禁止又は制限
	じべん しょせき しんぶんとう えつらん きんしまた せいげん 5.自弁の書籍や新聞等の閲覧の禁止又は制限
	がいこく ご か じべん しょせきとう えつらん きんし 6.外国語で書かれた自弁の書籍等の閲覧を禁止すべきかど
	かくにん ほんやく ひょう ひ しゅうようしゃ ふ たん うか確認するための翻訳費用を被収容者に負担させる
	しょぶん 処分
	かくり しょぐう フ.隔離処遇(ただし、感染症 予防措置を除く)
	き ぎょうほうしょうきん しきゅう かん しょぶん 8.作業報奨金の支給に関する処分
	9.作業や災害時の応急用務で負傷し、又は病気にかかり、
	まぉ ぁヒ しょうがい のこ ばあい しょうがいてあてきん しきゅう 治った後も障害が残った場合の障害手当金の支給に
	かん しょぶん 関する処分
	10.作業や災害時の応急用務で負傷し、又は病気にかか
	り、釈放の時にもまだ治らない場合の特別手当金の支給
	た関する処分
	11. 信書の発受や、文書図画の交付の禁止・差止め・制
	げん 限

	12. 釈放の際に、発受を禁止し、施設が保管していた信書とう ぜんぶまた いちぶ ふくせい ひ わた しょぶん 等の全部又は一部、複製を引き渡さない処分
	13. 外国語による面会や信書の発受に必要な通訳・翻訳の費 「関係」
	用を負担させる処分 ^{5ょうばつ} 14. 懲罰
	はんそくこう い かか もの こっこ きぞく しょぶん
	はんそくこう い ちょう さ かく り
しょぶんけっ か さい	事実の有無について、必要な調査を行い、その結果をでき
^{けつ} 決)	った いない さいけつ つと とりょくぎ むる限り 90日以内に裁決をするように努める(努力義務)
ぶぶ がある	まうまだいじん さいしんさ しんせい 法務大臣に再審査の申請ができる(Q7-4参照)
場合	

Q7-3 「事実の申告」とは、どのような制度ですか

で じつ しんこく ほう じょう けい じ しせつ しょくいん 事実の申告(法163条)は、刑事施設の職員から、

- ① 身体に対する違法な有形力の行使(暴行)を受けた場合
- 2 違法又は不当な拘束具(捕縄、手錠、拘束衣)の使用がなされた場合
- ③ 違法又は不当な保護室への収容がなされた場合

に、矯正管区の長に対して行うものです。いずれも受刑者の身体の安全を直 せつ がい 接に害するおそれのある行為が対象です。

実際には、矯正管区の職員が、施設の取りまとめた資料に基づき、申告の内容が事実として認められるかどうかを審査し、施設の調査で不十分な点があれば、施設に命じて調査をさせる取扱いとなっており、施設の職員ではない外部の第三者が改めて申告人や施設職員から直接事情聴取をすることはないため、実際の効果には疑問があり、過去に事実の申告が認められた例はまれです。

事実の申告も、原則として、その事実があった日の翌日から起算して30日以物に、自分自身で、書面で行う必要があり、矯正管区の長は、90日以内に事実の有無の確認について通知するように努める義務があります。

せんこくないよう。 ひゅっ 申告内容を秘密にすることや、代書については、審査の申請(Q7-2参照) と同じです。また、通知に不服がある場合は、法務大臣への事実の申告(Q7-4参照)をすることができます。

事実の申告の手続・対象となる行為

あいてがた 相手方	esjelloh く bsj 矯正管区の長
き かん 期 間	原則:事実があった日の翌日から 30日以内
	がい まかんせいげん まき の
	ある場合は、その理由がやんだ日の翌日から 1週間以
	内
せんこく ほうほう 中告の方法	本人自身が、書面でしなければならない
だいしょうこう い対象行為	しんたい たい い ほう ゆうけいりょく こう し ぼうこう 1. 身体に対する違法な有形力の行使(暴行)
	2. 違法文は不当な拘束具の使用
	3. 違法文は不当な保護室への収容
しょぶんけっ か 処分結果	できる限り、90日以内に通知をするように努める(努力義
	83 (
	(ただし、釈 放されたときは通知は不要)
ふふく不服がある場合	まずまだいじん じょう しんこく さんしょう 法務大臣に事実の申告(Q7-4参照)

Q7-4 裁決や通知に不服があるとき、法務大臣に 申 立てをすることができると聞いたのですが、どうすればよいでしょうか(再審査の申請、法務大臣への事実の申告、不服検討会)

審査の申請(Q7-2参照)について、矯正管区の長による裁決に不服がある場合、法務大臣に再審査の申請をすることができます(法162条)。

また、事実の申告(Q7-3参照)について、事実の確認に関する通知の内容に不服がある場合には、法務大臣に事実の申告をすることができます(法 1 6 5 条)。

南審査の申請も、法務大臣への事実の申告も、いずれについても、裁決や通 知の翌日から起算して30日以内に行う必要があります。 法務大臣は、再審査の申請や事実の申告のうち、不服に理由がないと判断しようとする場合については、弁護士や医師、学識経験者などの専門家委員からなる不服検討会に諮問(意見を尋ねること)を行います。

そして、刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会(以下「不服 対かとうかい 検討会」といいます。)の意見を受けて、必要に応じて再調査を行うなどして、 意いというでは、からに結論を出します。不服検討会は、法務大臣の諮問機関なので、受刑者 から直接、不服検討会に対して、不服申立てをすることはできません。

不服検討会は、1か月に2回程度開催されますが、優い場合では、最初の不 家では、第一次では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般である。 服中立て等から1年、短い場合でも半年程度、不服検討会に諮問されてくる までに時間を要しているのが実情です。ただし、出所時期が道っているよう な場合には、出所能に判断ができるように配慮しているようです。

この不服検討会には、夢属の職員はおりませんので、事実関係の調査・確認は、基本的に書面のみで行うことになり、事実関係の確認に不十分な点がある場合には、矯正管区等を通じて事調査を行うことになります。

そのため、事実の申告のところ(Q7-3参照)で指摘したように、実効性に疑問があります。

かて、ふふくけんとうかい 過去、不服検討会は300回開催されています(令和3年8月末現在)。不服 けんとうかい ぎじろく ほうむしょう 検討会の議事録は法務省のホームページで公開されており、処理案不相当、再 5ょう さ そうとう 調査相当とした場合は、意見の概要も公開されています。

(https://www.moj.go.jp/shingi1/kanbou_shinsa_index.html)

なお、法務大臣に対する申立ての結果にも不服がある場合には、行政訴訟 あるいは損害賠償請求訴訟を行うことが法律上は可能ですが、現実的には、証拠の収集や目撃者の確保などの点で、非常に困難なのが実情です(訴訟については第9を参照してください)。

Q7-5 「苦情の申出」とは、どのような制度ですか

申出の相手方は、法務大臣、実地監査を行う監査官、所長の3種類で、法務大臣に対しては、書面で行う必要がありますが、監査官と所長へは口頭でも行うことができます。

審査の申請のような期間制限はありません。

いずれもこれを誠実に処理し、処理の結果を本人に通知することとされています。

くじょう もう で てつづき たいしょう こうい 苦情の申し出の手続・対象となる行為

あいてがた 相手方	① 法務大臣
	② 実地監査を 行う監査官
	③ 所長
ま かん 期 間	もう できかん せいげん 申し出期間の制限なし
もうしで ほうほう 申 出の方法	まう む だいじん たい ほんにん とょめん おこな 法務大臣に対して:本人が、書面で行う
	実地監査を行う監査管と所長:書面でも口頭でもできる
だいしょうこう い対象行為	じこ たい けいじしせつ ちょう そち たじこ うしょ 自己に対する刑事施設の 長 の措置、その他自己が受けた処
	遇について
しょぶんけっ か 処分結果	誠実に処理し、その結果を申し出た者に通知する
	(ただし、釈放されたときは、通知は不要)

Q7-6 申立ての秘密は守られますか。不服を申し立てたことで不利 益を受けることはありませんか

審査の申請や事実の申告、再審査の申請や苦情の申し出は、どれも秘密で おこな 行うこととされ、職員がその内容を知ることは許されません。

しんせいとう おこな せいけいようし かくしせつ ようい せいとう おこな 申請等を行うための定型用紙が各施設に用意されており、申請等を行うためには、まず、そのことを職員に申し出て、申請用紙を交付してもらいます。

しんせいようし きさい あと みずか ふう ていしゅつ しょくいん だいしょ 申請用紙に記載した後は、自ら封をして提出します。 職員に代書して もらった場合にも、代書した 職員には、秘密を守る義務があります。

たらせん なお、当然のことですが、これらの申請等を行ったことを理由に、申立人 ふりえき とりあつか に不利益な取扱いをしてはならないとされています。

だり けいじ しせつ しさつ い いんかい 第8 刑事施設視察委員会

Q8-1 刑事施設視察委員会とは、どのようなものですか

全国の刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)には、「刑事施設を視察し、 その運営に関し、刑事施設の長に対して意見を述べる」ための組織として、「刑 事施設視察委員会」が設置されています(法7条)。

刑事施設視察委員会は、市民に理解され、支えられる施設を作るため、また、 職員による暴行事件等の再発を防ぐために、施設運営の実情を市民に知って もらい、職員も外部の目を意識することによって、施設運営の改善に役立てよう、という目的で作られました。

委員は、人格識見が高く、かつ、刑事施設の運営の改善向上に熱意がある人の中から、法務大臣が任命することになっています。施設ごとの人数は、法律で10名以内とされていますが、施設の規模によって、4名から10名と幅があります。どの委員会にも、弁護士会推薦の弁護士委員が1名選任されています。また、地元医師会の推薦する医師や、地元自治体の関係者もいます。委員は、非常勤の国家公務員として、被収容者のプライバシー等について守秘義務を負っています。

Q8-2 刑事施設視察委員会は、どのような活動をするのですか

刑事施設視察委員会は、施設を視察し、その運営について、所養で、対して意見を述べるものとされています。単に施設を見るだけではなく、被収容者と置接したり、必要に応じて刑事施設で作成された書類を検討したり、職員からの事情を設定したりすることもできます。委員が希望すれば、職員の登会いなしに被収容者と置接できます。また、被収容者が視察委員会に売てた「意見・提案書」(Q8-4参照)や手紙を刑事施設の職員が検査することは許されません。所養は、視察委員会の行う視察や面接に、必要な協力をしなければなりません。

こうして、視察委員会は、視察や箇接等の活動に基づいて、毎年最低1回、所 をようして施設の運営に関する意見を述べます。この意見の概要は、これに対 して所長がとった措置の概要とともに、毎年、公表されることになっています。

しまっていいかい いけん ほうてき こうそくりょく 視察委員会の意見に法的な拘束 力 はありませんが、各施設の所長には、視 なっといいかい いけんをできる限り施設運営に反映させるよう、必要な措置を講じるよう努力をすることが求められています。

Upけいしゃ けいじ しせつしさついいんかい いけん い Q8-3 受刑者は、刑事施設視察委員会に意見を言えますか

もちろん、意見を述べることができます。 芳法は、①提案箱に意見を投書するか、文は、② 節接が実施された場合には、委員に首分の意見を伝えることになります。

ただ、この意見を視察委員会が直接取り上げて、施設当局との間で問題を がでもいいでは、この意見を視察委員会が直接取り上げて、施設当局との間で問題を が解決するような権限はありません。つまり、視察委員会は、個別の事案を救済 する権限はないのです。あくまで、皆さんの意見を参考にして、刑事施設の運 型の改善に役立つような、一般的な意見の形にまとめるのが、視察委員会の仕 で問題を で問題を がいけんを含べてう。 で問題を が高いたがいない。 で問題を が高いたがいない。 で問題を が高いたがいない。 で問題を が高いたがいない。 で問題を が高いたがいない。 でもいいがいい。 でもいいがいい。 でもいいがいい。 でもいいがいい。 でもいいがいい。 でもいいがいい。 でもいいがい。 でもいいいがい。 でもいいがい。 でもいいがいが、 でもいいがいがい。 でもいいがいが、 でもいいがいが、 でもいいが、 でもいいがいが、 でもいいが、 でもいのでもいいが、 でもいのでは、 でもいいのでは、 でもいいがいが、 でもいいのでは、 でもいいのでは、 でもいいのでは、 でもいいいがい。 では、 でもいいのでは、 でもいいのでは、 でもいいのでは、 ではいいのでは、 ではいいので

受刑者の皆さんからすると、個別の事案を取り上げてもらえないので、物定りないという感想を持たれるかもしれません。しかし、皆さんからの情報がなければ、視察委員会は、その施設の中にどのような問題があるのかもわかりません。

ですから、施設の中の問題と思われることがあれば、視察委員会への手紙や ^{ていあんばこ} 提案箱への投書などの形で、意見を述べるようにしてください。

Q8-4 提案箱に入れる「意見・提案書」が、職員に読まれること はありませんか

各施設には、視察委員会に宛てた意見書を投函するための「提案箱」が置かれています。各施設では、提案箱に入れる「意見・提案書」の用紙を準備しています(51 頁の付録を参照してください)。皆さんは、この用紙に記入して提案箱に入れることもできますし、私物の便せんに意見や提案を書いて入れ

ることもできます。

施設によっては、願箋の提出を求めて、所定の用紙に記載するように指導する場合もありますが、所定の用紙に記載する必要はありません。

意見・提案書の用紙にも、自由記載欄がありますから、自分が記載したいことを自由に書くことができます。また、匿名でも投稿できますし、書いた内容を検査されることはありません。

ていあんばこ かぎ しさついいんかい あ なお、提案箱の鍵は、視察委員会しか開けることができません。

このように、提案箱は、被収容者の意見が、職員の手を介さずに直接、スムーズに視察委員会に渡るためのシステムですが、意見や提案を受けて、視察委員会がどのように対処するかは、視察委員会の判断に委ねられています。ですから、意見や提案した内容が、必ず実現するとは限りません。

ただし、視察委員会が意見や提案に自を通した結果、関係者と面接などの調査を行ったり、所長に対して、改善の意見を求めたりすることも考えられますので、意見や提案が施設運営の改善につながる可能性はあります。

なお、意見・提案書の訴えについて、視察委員が職員に対する事情聴取を なお、意見・提案書の訴えについて、視察委員が職員に対する事情聴取を なお、意見・提案書の訴えについて、視察委員が職員に対する事情聴取を ななどして実情の調査を行うと、どのような意見や提案が出されている か、ある程度、施設側に知られてしまう可能性はあるでしょう。

変員と面接する場合は、大きく分けて、次の2つの場合があります。

- ① 被収容者が委員との面接を希望して、施設の作成する「面接希望者名簿」に名前を載せてもらう方法です。この名簿に載っている人と実際に面接するかどうかは、視察委員会が判断します。面接の希望者があまりにも多い場合には、面接ができないこともあります。
- ② もう一つは、名簿とは関係なく、視察委員会の側から、一定の被収容者と

の面接を希望する場合です。例えば、「〇〇工場でムムの作業をしている受刑者」という場合もあるでしょうし、称呼番号などで個人を特定して指名する場合もあるでしょう。自分が面接希望を出していないのに、委員から面接を求められた場合、面接に応じるかどうかは被収容者の自由です。

また、いずれの場合であっても、委員との節接には、委員が特に要望しないがでいた。 職員が立ち会うことはありません。ですから、節接の内容が職員にそのまま知られることはありません。ただし、委員が調査を行う場合に、面接で申し出た内容について、ある程度、職員に知られる可能性があるのは、意見・提案書の場合と同じです。

Q8-6 「意見・提案書」や面接を通じて、自分の処遇(扱い)に ついての改善を訴えたいと思います。効果はあるでしょうか ついての改善を訴えたいと思います。効果はあるでしょうか

Q8-3や、Q8-4で述べたように、意見・提案や面接は、施設委員会に対して被収容者の率直な意見を伝えるために役立つものです。しかし、視察委員会は、施設全体の運営の改善を目的とするものであり、一人ひとりの被収容者の個別の処遇改善や、人権侵害事件の救済を目的とする機関ではありません。そのような個別の事案を解決する権限は持っていないのです。

そのようなケースについて、直接 救済を求めるには、第7記載の不服 申立て制度などを利用してください。

ただし、問題のある処遇(扱い)や人権侵害の原因は、しばしば制度そのものにあるものです。そのような場合には、制度やその運用全体の改善が必要です。こうした改善を施設側に求めていくことが、まさに、視察委員会の仕事となります。このように、視察委員会が扱う仕事の範囲はとても幅広いのです。

Q8-1で述べたとおり、委員の中には発護士や医師がいますので、意見・提案書を読んだり、面接をしたりすることによって、専門家の立場から問題を取ります。その結果、所長に対して改善を求める意見が出される可能性もあります。

ですから、個別の事案の直接的な解決はできないとしても、視察委員会に対して訴える意義は、十分にあるといえます。

だい さいばん そ しょう 第9 裁判(訴訟)

Q9-1 自分に対する処遇(扱い)について、裁判で争うには、ど うしたらよいでしょうか

受刑者に対する、作業の種類、工場の配置、収容室の選択(単独室か雑居か)、職業教育や改善指導の選択など、どういう処遇をするかは、所長に決定する権限があります。そのため、自分に対する処遇に不満がある場合には、所長の決定が違法であると主張して裁判を起こすことになります。

自分に対する処遇のうち、懲罰や手紙など信書の発信・受信の制限、面会の も対しない。 も対しない。 も対しない。 も対しない。 もでは、 もで

しかし、希望する工場に配置してくれないとか、職業訓練や教育の受講が ・ 大きないとなりではないとか、単独室に入りたいとか、優遇措置・制限緩和に なっとく ・ 納得がいかないというような事柄については、所長に広い裁量権があるので、 ・ 裁判に訴えることは非常に困難です。

Q9-2 裁判には、どういう方法がありますか

どちらの手続がよりふさわしいのかは、訴えた内容によって異なります (両方を一つの手続で行うことも可能です)。

	ぎょうせい そしょう とりけし ぎ む づ 行 政訴 訟(取消・義務付け	Ah じ そ しょう こっか ばいしょうせいきゅう そ 民事訴訟 (国家賠償請求訴
	そ しょう 訴訟)	しょう 弘)
ない よう 内 容	いまり 所長の決定そのものを取り	は 違法な決定で精神的な苦痛を
	消す、又は新たな決定を行う	う 受けたとして、その損害賠償
	ことを義務付ける判決を求	い しゃりょう しはらい もと (慰謝料)の支払を求める
	きょうせい じけんそしょうめるもの。 行 政事件訴 訟	もの。民事訴訟法による
	ばっ 法による裁判。	裁判。
く たいれい 具体例	面会・手紙(信書)の制限	はくいん ぼうこう ぼうげん 職員からの暴行・暴言
	割の取消	保護室への収容
	じ ベルこうにゅう せいげん 自弁購入の制限	たぎょうちゅう じこ ふしょう 作業中の事故による負傷
	など	できせつ いりょう う
		など
_{ちょう} しょ 長 所	しょちょう けってい 所長の決定そのものの取消	^{ぎょうせい そしょう} 行政訴訟に比べれば、要件が
(良いところ)	と新たな決定を求めること	厳しくない
	ができる	
たん しょ 短 所	専門的な知識が必要。訴えの	そんがいばいしょう 損害賠償しか求めることがで
(悪いところ)	^{りえき} 利益がないと認められない。	きないので、処分そのものを
	がある。 ちょうばつ へいきょばつ 例えば、懲罰として閉居罰	^か 変えることはできない
	Estologista By Logis かと報 奨 金の没 収 が科され	
	ばあいへいきょばつうおた場合、閉居罰を受け終わっ	
	た後には、取り消しても意味	
	がないので「訴えの利益」	
	がないとされ、却下となり、	
	報奨金の没収の取消だけが	
	可能となる。	
きかんせいげん 期間制限	しょぶん し 処分を知ったときから、6	ばんそく そんがい う 原則として、損害を受けたと
	かげっいない	きから 3年以内

Q9-3 受刑者が刑務所を訴えた場合、勝てる見込みはあるのですか

結論としては、受刑者が原告となった裁判では、勝訴の見込みは非常に低いのが現状です。

りゅう (理由)

- ① 裁判例では、所長の判断には広い裁量権(自由に判断、決定できる権限) があるとされ、所長の決定が違法とされるのは、裁量権を逸脱又は濫用した場合に限られています。例えば、判断がまったく事実の根拠を欠いている場合、裁量権を与えられた趣旨・目的に反する場合などです。これらの例外的な場合でないと裁量権の行使は違法とは認められません。
- ② 刑務所別で超きる事件の首撃者は、ほとんどの場合は職く覚だけです。他の受刑者が首撃していたとしても、刑務所に不利な証言をしてもらうことは顛待できませんし、出所していれば居場所を鞭し出して協力を求めること首体が困難です。
- ③ 刑務所では、処分や決定が正しいことを裏付ける書類を日常的に作成しています。この書類には、受刑者に有利な記載がされていることは期待できませんから、書類の記載に反する受刑者の主張が真実だと証明することは困難です。
- ④ ただし、信書(手統)の発信・受信や留会の制限・書籍の閲読禁止については、証拠が比較的はっきりと残っているので、刑務所の判断が誤っているとして、取消や賠償を認める判決もあります。

Q9-4 裁判には、どれくらいの期間が必要ですか

まいばんないよう とりけし ままって そしょう 教判の内容や、取消・義務付け訴訟か、国家賠償請求訴訟かによっても異なりますが、一審(地方裁判所)だけでも、裁判を起こしてから判決まででは、通常ですと 2~3年程度はかかることが多いようです。

Q9-5 裁判を弁護士に頼まないで、自分で起こすこともできますか

一般的には、裁判は発達士に依頼しないで、本人だけでも超こすことはできますが、受刑者が原告となる場合には、刑務所は裁判のために裁判所に出っ鎖することを認めてくれないので、法律上、訴えを取り下げたものと見なされる場合があります。裁判は専門的な知識が必要ですから、裁判を超こしたいときはまず、発護士に相談し、依頼する方がよいでしょう。

Q9-6 裁判を有利に進めるために、証拠を残しておくには、どうしたらよいでしょうか

「例えば、受削行為をしたとして、調査(取調べ)を受けたときには、供述 調書が作成されるので、職員が自分の言い分をきちんと書き残すように努力 することが必要です。

次に、自分の記憶をできるだけ監確に残しておくためには、日記などに詳しく書いておいたり、手紙に書いて親族などに出して保管しておいたりしてもらうのがよいでしょう。

Q9-7 受刑者が刑務所を相手にした裁判を起こすと、何か不利益や 報復を受けることがありますか

受刑者が国や刑務所を相手として裁判を起こす場合、多くの場合には刑務所から反抗的な受刑者であると見なされることがあります。訴訟や不服申立てを乱発する「好訴性受刑者」(訴訟などの争れごとを好んで行う受刑者という意味)と見なされると、他の受刑者とのトラブルを回避したり、悪い影響が対策はないようにしたりするため、宣復間単独室処遇(単独室に収容し、百中は工場に出役させず室内で作業を行わせ、運動・入浴はそれぞれ単独角の設備で行う)とされることが多いようです。

また、優遇区分の指定に当たっても低く評価されて、外部交通(信書の発受、
かいが、の回数や集会への参加、嗜好品の自弁や作業等工など、生活全般に不

りえき う かのうせい 利益を受ける可能性もあります。

その上、勝訴の可能性自体も一般的には非常に低いのですから、裁判を起こ す前には弁護士に相談するなどして、慎重に判断することが必要です。

Q9-8 裁判を起こした方がよい場合と、あきらめた方がよい場合と は、どうやって判断すればよいでしょうか

現状では、裁判を起こすと生活全般に大きな不利益を受ける可能性が高く、その中でも屋夜間単独室処遇は想像以上に大きなダメージを心身に与えることがありますから、満期出所まで屋夜間単独室処遇にされても、孤独に耐えられることを覚悟しないと裁判を続けることは困難です。

また、勝訴の可能性も低く、しかも、日本の裁判所が認める慰謝料の水準は低いので、慰謝料の支払を求める目的で裁判を起こすことはあまり現実的ではありません。勝訴して、慰謝料の支払を命じる判決が下されたとしても、いっぱんでも一般的には弁護士費用をまかなえるほどの金額ではないことの方が多いのが実情です。

Q9-9 裁判を起こした方がよいかどうか相談したり、裁判を起こしてもらったりする弁護士は、どうやって探せばよいでしょうか

自分のいる刑務所の所在地にある弁護士会に対して、手紙で刑務所に出張して法律相談をしてもらえるか、尋ねてみてください。

文は、自分のいる刑務所の所在地の法テラスに対して、法律相談してほしい 内容をできるだけ世確かつ簡潔に書いた手紙を出して、刑務所に出張って法 律相談をしてもらえるよう頼んでください。相談したい内容が裁判を起こせる ような内容ではない場合や、裁判を起こしても勝てる見込みがまったくないような場合には、出張法律相談に応じてもらえないこともありますから、法テ ラスに手紙を出せば必ず出張法律相談してもらえるわけではないことは理 r 解しておいてください。

第10 法テラス(民事法律扶助)

Q10-1 法テラスが弁護士費用を立替てくれる制度があると聞きました。どういう仕組みなのですか

法テラスとは、正式には、日本司法支援センターといい、総合法律支援法という法律に基づいて、政府が設置した法務省所管の法人です。

はまっている。 はずょう ひと みんじほうりつふじょぎょうむ 法テラスが行う事業の一つに民事法律扶助業務というものがあります。 けいざいてき よゆう ひと ほうてき これには、経済的に余裕がない人が法的なトラブルにあったときの、①無料 ほうりつそうだん べんこし しほうしょし ひょう たてか だいり えんじょ しょるいさくせいえんじょ 法律相談、②弁護士・司法書士費用の立替え(代理援助・書類作成援助)があります。

だいり えんじょ 代理援助とは、交渉 や裁判の代理人に弁護士になってもらうときの費用を援助するものです。

しょるいさくせいえんじょ べんご し しほうしょし さいばんしょ ていしゅつ しょるい さく書類作成援助とは、弁護士・司法書士に裁判書へ提出する書類などを作せい ひょう えんじょ 成してもらうときの費用を援助するものです。

Q10-2 受刑者でも法テラスの援助は受けられるのですか

受刑者だからという理覧だけで、法テラスの援助が受けられないということはありません。しかし、法テラスの援助を受けるためには、次の、条件を満たす必要があります。

- ① 収入と資産が一定の基準以下であること
- ② 勝訴の見込みがないとは言えないこと(勝訴の見込みがまったくない場合は除かれます)
- ⇒んじほうりつふじょ しゅし そ ③ 民事法律扶助の趣旨に沿うこと(目的が正当なこと)

受刑者の場合には、多くの場合には①の「桑仲は満たす場合が多いでしょう。 特に問題となるのは、②の要件です。裁判になじまないような所内生活上の不一・不満にすぎない場合や、法律上の権利が認められないような内容(例えば、工場の配置換えや受刑する刑務所を代えて欲しいなどの訴え)の場合はもちろんですが、民事裁判によって解決すべき権利に関する問題であって も、およそ 証 拠がまったく残っていない場合(目撃者が誰もない暴行被害など) などには、 勝 訴の見込みがないと判断されることもあります。

Q10-3 立替費用は、どのように返済するのですか

Q10-4 法テラスに援助をしてもらうためには、どうしたらよいで しょうか

本書の巻末に全国の法テラスの地方事務所の連絡先の住所を記載した一覧 表を掲載してあります。最寄りの法テラスに手紙で、相談したい内容、どうい う援助を希望しているのかなどを記載した手紙を送って相談してみてください。

だい じんけんきゅうさいもうしたて 第11 人権 救済 申立

Q11ー1 弁護士会の人権擁護委員会への人権救済申立とは、どういう制度ですか。仕組みを教えてください

したけんよう こ い いんかい 人権 存 な 人権 問題について 調査・ けんきゅう して意見を公表 した 作権 護委員会は、様々な人権問題について 調査・研究 して意見を公表 したりする活動のほか、人権侵害を受けた個人・団体等からの人権 救済 申立について、調査した上で、人権侵害の相手方に対して、内容によって勧告、要望等の意見を述べることがあります。

取り扱う人権侵害の対象には、特に限定はなく、警察の留置場、拘置所、 刑務所等の公的施設や精神病院、学校、企業等の私的な施設・団体等における問題も対象となります。

Q11-2 どういう場合に、人権 救 済 申 立ができるのですか。必要な 条 件がありますか

人権侵害があったと思う場合には、自分に対するものでも、第三者に対する 場合であっても申立てができます。

ただし、「髭の」、「どのような人権が」、「どのようにして」侵害されたのかを くないできない。 具体的に書面にまとめて、刑務所所在地の弁護士会又は日弁連の人権擁護委員 会に申し立てることが必要です。したがって、第三者に対する人権侵害の場合、 事情がよくわかっていないと現実的には申立ては難しい場合が多いでしょう。

なお、具体的なケースではなく、刑務所の処遇のあり方や法律の規制の仕方というような抽象的な申立ては、受理されません。

書面に、人権救済申立書と文書の題名をつけて、申立てをする人の氏名、 はずしょ (を) は あい (受刑者の場合には、在所している刑務所の住所)、人権を侵害している刑務所の住所)、人権を侵害している相手方の氏名(団体等の場合はその名称)、人権侵害の内容、処理についての要望などをできるだけ具体的かつ簡潔に記載して、刑務所所在地の弁護士会 では日弁連に郵送してください。各地の弁護士会の住所は、巻末の一覧表をご覧ください。

申立書は、できるだけ具体的な事実を詳しく書いてください。そのためには、 次の各項目を意識して書くようにすれば、わかりやすい申立書になります。

いつ (When)

どこで (Where)

だれが (Who)

なにを(What)

なぜ (Why)

どのように (How)

() 内は英語での言い方ですが、頭文字をとって、5W1H ということがあります。

具体的な事実ではなく、意見や感想、あるいは感情的な怒り、情かなどを どれだけ詳しく書いても、読む側は実際にそこで何が起きたのかわかりません ので、調査の対象とはならないことになります。

もうしたてしょ とく さだ しょしきとう 日 立書は、特に定まった書式等はありませんので、普通の便箋等に書けばいじょうぶば大丈夫です。なお、口頭での申立てはできませんから、必ず、書面を作成する必要があります。

しんけんきゅうさいもうした 人権救済申立てには、費用は必要ありません。印紙代や手数料等などの負 たん 担を求められることはありません。必要なのは、弁護士会等に書面を送る郵送 りょうていと 料程度です。

Q11-4 申立てが受理されたら、人権 救 済が受けられるのですか

人権 救済 申立書が弁護士会等に届くと、多くの場合に、正式な調査を開始するかどうかを決めるための「予備調査」を行います。明らかに人権侵害とは言えないケース(例えば、単なる不平・不満)や、弁護士会等の権限を越えるもの(裁判のやり直しを求めるものや、法律の改正を求めるものなど)は、除外されます。

予備調査の結果、人権侵害の可能性があると認められる場合には、相手方の値人・機関等や申立人本人やその関係者などに事実関係を書節で尋ねたり、あるいは聞き取り調査などを行ったりすることになります。その結果、人権侵害の事実が認められた場合には、内容に応じて、次項で説明する救済措置をとることになります。

Q11-5 人権 救 済とは、具体的にはどんなことをしてもらえるのですか

しゅ るい 種 類	ない よう 内 容
けい こく <u>警</u> 告	Chith Lhがに
	にちべんれん いけん つうこく はんせい もと 日弁連の意見を通告して、反省を求めるもの
かん こく 勧 告	Chithchapin あいてがた かんとくきかんとう たい しんがい もの 人権侵害の相手方やその監督機関等に対して、侵害された者への
	教済又は今後の人権侵害の防止について、弁護士会もしくは日
	てきせつ たいおう 弁連の意見を伝えて、適切な対応をとることを要請するもの
ょう ぼう 要 望	じんけんしんがい あいてがた かんとくきかんとう たい べんご しかい 人権侵害の相手方やその監督機関等に対して、弁護士会もしく
	にちべんれん いけん つた てきせつ たいおう ょうぼう は日弁連の意見を伝えて、適切な対応を要望するもの
じょげん きょう 助言・協	で しんがいしゃまた もうしたてにんとう たい ひがい きゅうさいまた しんがい ぼう し 被侵害者又は 申立人等に対し、被害の 救済又は侵害の防止につ
りょ< 力	できせつ じょげん あた また ひつよう そ ち きょうりょく き、適切な助言を与え、又は必要な措置をとることに協力する
	こと

また、これらの措置と合わせて、人権侵害の程度が重大な事案や、被害者が また、これらの措置と合わせて、人権侵害の程度が重大な事案や、被害者が 多いなどの事情から社会的に話題になったような事案では、とった措置の内容 などを記者会見等で公表することもあります。

Q11-6 人権 救済の措置がとられた場合には、人権侵害は止めさせられますか。どんな効果があるのですか

警告や勧告の措置がとられた場合でも、具体的に直接の効果があるわけではありません。

「例えば、希望する医療を長期間、受けられなかったことが人権侵害と認められた場合に、警告や勧告の措置がとられたからといって、申立人が希望する医療が受けられることになるわけではありません。人権侵害の相手方が警告や勧告などの措置に従わない場合でも、法律上、これを強制する手段はありません。

それでも弁護士会等の人権擁護委員会が人権救済の措置を行うのは、弁護士会又は日弁連という法律専門家が設置する委員会が必要な調査を行ったおよった、人権侵害の事実を認めたという事実が、人権侵害をしている相手方や機関に対して、注意を促し、場合によっては国家賠償請求などの裁判を起こされた場合には敗訴する可能性を思い起こすきっかけとなって、以後の人権侵害を繰り返さないように注意させるためです。

また、場合によっては、マスコミ等に公表することで、社会一般の注目を 動いてがたり注意深く行動するように期待するという意味も あります。

ただし、今、現実に、人権侵害を受けている人への教済としては、弁護士会等の意見には法律上の強制力はないために、限界があるということをご理解ください。

Q11-7 人権 救済 申立を 行うことで、かえって、刑務所の中での 扱いがひどくなることはありませんか

人権 救済の 申立てや不服 申立て、事実の申告などを繰り返す人についても、 素 訟 の場合と同様に「好訴性受刑者」(Q9-7参照)と見なされて、他の受 刑者とのトラブルを回避したり、あるいは影響が及ばないようにしたりする ために、 「昼夜間単独処遇とされることが多いようです。

人権救済申立の場合、調査が開始されると、刑務所の側からの取扱いが慎重になることがあります。調査が開始されたということは人権侵害の可能性があるということが認められたということですから、警告や勧告を受けて、処遇が問題になることを避けるために、調査が続いて人権擁護委員会とのやり取りがある人の処遇には注意深くならざるを得ないとことがあるようです。

ですから、人権救済申立をする場合には、事実関係の調査をできるだけ早く開始してもらうことが重要です。そのためには、Q11-3で述べたとおり、

にいけんきゅうさいもうしたでしょ
人権救済申立書に、具体的な事実を、できるだけ詳しく(しかも、読みやすく)書くことが必要です。

だい がいこくじんとくゆう もんだい 第12 外国人特有の問題

Q12−1 家族と母国語で手紙をやり取りすることはできますか

しかし、手紙を出す場合も、受け取る場合も、内容の検査を受けることがあります。この検査のために日本語への翻訳が必要な場合でも、特別な事情がない限り、受刑者本人には、翻訳・通訳費用の負担を求めないことが法律で定められています(法148条、規則33条、84条)。

府中刑務所と大阪刑務所では、外国人受刑者の増加に伴い、国際対策室が設置され、外国語ができるスタッフが配置されており、それぞれ手紙の翻訳や面がいたの通訳の業務を行っています。そのほかの施設でも国際専門官が対応可能な言語であれば、府中刑務所・大阪刑務所の国際対策室の協力で検査をすることができるので、多少の時間はかかりますが、母国語で手紙を出したり、受け取ったりすることは可能です。

もし、職員から日本語でなければ手紙は出せないとか、翻訳費用を負担するように求められたときは、大阪刑務所又は商中刑務所の国際対策室に翻訳を依頼するように訴えてみてください。

Q12-2 家族と母国語で面会することはできますか。通訳を家族が連 れてくる必要がありますか

母国語で面会することは可能ですが、面会に立ち会う職員が会話内容を把握 ひつよう する必要から、通訳が同席します。通訳を家族が同行することは必要ありません。

 を確認しておいた方がよいでしょう。

また、府中刑務所は東京拘置所及び栃木刑務所と、大阪刑務所は大阪拘置所及び名古屋拘置所と、それぞれテレビ会議システムでつながっており、これらの刑務所・拘置所でも、テレビ会議システムを通じて国際対策室の通訳の立動といのもとで母国語での面会をすることが可能です。

Q12-3 宗教上の理由から、食べられないものがあります。刑務所で対応してもらえるのでしょうか

宗教上の理由又は食習慣の大きな違い(ベジタリアン・ヴィーガンなど)により、通常の食事をとることができない人に対しては、法務省からの通達により、通常とは異なる食事を提供することができるとされています。例えば、お米のご飯に対して、パンや麺が主食として提供されたりします。ヴィーガンに対応しているかは確認できていませんが、ベジタリアンには対応してもらえます。

宗教上の理由では、イスラム教徒であることを申告すれば、豚肉は出されません。肉類もハラルフードの缶詰などに代用してもらえます。ヒンズー教徒であると申告すれば、牛肉は出されません。また、イスラム教徒には、ラマダーン中の食事の時間について、日没後に食事できるように配慮してもらえるようです。

Q12-4 日本の刑務所ではなく、母国の刑務所で代わりに服役できる制度はありますか

いくつかの条件を満たす場合には、日本の刑務所の代わりに、母国の刑務所で残りの刑期を務めることが可能です。

日本は、受刑者移送条約(正式名称は、「刑を言い渡された者の移送に関する条約」欧州 評議会条約112号)を批准しているので、この条約の定める条件を満たせば、母国で受刑することができます。

とようけん じゅけいしゃほんにん どうい にほん おか つみ ほこく はんざい 条件は、受刑者本人の同意、日本で犯した罪が母国でも犯罪として扱われていること、日本政府及び母国政府の同意です。あなたの母国がこの条約に加

盟している場合には、刑務所はあなたに、この条約の内容を伝えなければならないことになっています。詳しいことは、職員に尋ねてください。

げんざい じょうやく かめいこく ぜんぶ 現在、この条約の加盟国は、全部で68カ国です。

(ヨーロッパ評議会加盟国)

アルバニア、アンドラ、アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モンテネグロ、オランダ、北マケドニア、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、モルドバ、ルーマニア、ロシア、サン・マリノ、セルビア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、イギリス(ヨーロッパ 評議会非加盟国)

オーストラリア、バハマ、ボリビア、カナダ、チリ、コスタリカ、エクアドル、ガーナ、バチカン、ホンジュラス、インド、イスラエル、日本、モーリシャス、メキシコ、モンゴル、パナマ、韓国、トンガ、トリニダード・トバゴ、アメリカ、ベネズエラ

このほか、タイ、ブラジル、イラン、ベトナムとの間では、日本との2国間での移送条約があります。

ふ **付** 録

●刑事施設視察委員会あての意見・提案書

○○刑務所視察委員会

いけん ていあんしょ **意見・提案書**

- 類若あなたが収容されている刑事施設の運営についての意見・提案を記載し、所定の提繁箱に投かん してください。記名の必要はありません。
- 提出された意見・提案については、当委員会の活動のための参考として活用します。
- 提出された意見・提案に関する個別の照会には応じることはできません。

○ 提出された思先・別	・ これでは、これでは、これできません。
あなたの身分	1 受刑者 2 被勾留者 3 その他()
意見・提案の分類 (○を ^{つと} つだけ付けて ください。)	[保健衛生・医療] 1) 運動 2) 大浴 3) 調髪等 4) 健康診断 5) 診療等 6) その他 [規律及び秩序] 1) 制止等の措置 2) 捕縄, 手錠及び拘策表(鑚酵表) 3) 保護室 4) その他 [矯正処遇] 1) 花業 (①花業指定 ②職業訓練 ③安全衛生 ④花業報奨釜 ⑤その他) 2) 改善指導 3) 教科指導 [外部交通] 1) 箇公 2) 信書 3) その他 [その他] 1) 粉品の資与・麦絡・自弁 2) 釜島の取扱い 3) 宗教上の行為等 4) 書籍等の閲覧 5) 制限の緩和 6) 優遇措置 7) 条暇活動 8) 懲罰 9) 不能审立て 10) その他
自由記載欄 (意見・提案の内容を 簡潔に記載してくださ い。)	
希望する対応	1)改善してほしい 2)調査してほしい 3)施設や上瀬 庁 に 伝えてほしい
萎貨会使前欄 (※この欄には艶気し ないでください。)	(確認日) 平成 年 月 日 (処置) (確認者)

●弁護士会一覧

2022/4/1現在

	r	r	2022/4/1 現 任
べんご しかいめい 弁護士会名	ゆうびんばんごう 郵 便 番 号	じゅうしょ 住 所	でんわばんごう 電話番号
とうきょうべんご しかい東京弁護士会		ちょだくかすみ せき 千代田区 霞 が関1-1-3 6 F	03-3581-2201
だいいちとうきょうべんご しかい第一東京弁護士会	100-0013	ちょだくかすみ せき 千代田区 霞 が関1-1-3 11F	03-3595-8585
だいにとうきょうべんご しかい 第二東 京 弁護士会	100-0013	ちょだくかずみ せき 千代田区 霞 が関1-1-3 9F	03-3581-2255
かながわけんべんごしかり 神奈川県弁護士会	231-0021		045-201-1881
さいたまべん ご しかい 埼玉弁護士会	330-0063		048-863-5255
ちょけんべんご しかい 千葉県弁護士会	260-0013	ち ば しちゅうおう < ちゅうおう 千葉市 中 央区 中 央4-13-9	043-227-8431
いばらき けんべんご しかい 茨 城県弁護士会	310-0062	ゅと し おおまち 水戸市大町2-2-75	029-221-3501
とちぎけんべんご しかい 栃木県弁護士会	320-0845	うつのみや しあけぼ のちょう ばん ごう宇都宮市明保野 町 1番6号	028-689-9000
マんまべんご しかい 群馬弁護士会	371-0026	まえばし し おお て まち 前橋市大手町3-6-6	027-233-4804
しずおかけんべん ご しかい静岡県弁護士会	420-0853	しずおか し あおい く おう て まち しずおか 静岡市 葵 区追手町 10-80 静岡	054-252-0008
		ちょうさいばんしょこうない 地方裁判所構内	034 232 0008
やまなしけんべん ご し かい 山梨県弁護士会	400-0032	ਰਤ ਨੇ ਹ ਸ਼ੁਕੂਰੇਸ਼ਤੇ 甲府市 中 央1-8-7	055-235-7202
まがのけんべんご しかい 長野県弁護士会		なが の しつましな 長野市妻科432	026-232-2104
新潟県弁護士会	951-8126	にいがた し ちゅうおう く がっこうちょうとおりいちばん 新潟市 中 央区学校 町 通 一番 ちょう にいがた ち ほうさいばんしょこうない	025-222-5533
おおさかべん ご し かい		町 1 新潟地方裁判所構内	
大阪弁護士会	530-0047	大阪市北区西天満1-12-5	06-6364-0251
京都弁護士会	604-0971	京都市中京区富小路通丸太町 さが 下ル	075-231-2378
ひょうごけんべんご しかい 兵庫県弁護士会	650-0016	cうべ しちゅうおう < たちばなどおり 神戸市 中 央区 橘 通 1-4-3	078-341-7061
まらべんご しかい 奈良弁護士会	630-8237		0742-22-2035
しがべんごしかい 滋賀弁護士会	520-0051	おおっ しうめばやし 大津市梅 林 1-3-3	077-522-2013
カかやまべんごしかい和歌山弁護士会	640-8144	わかやましょんばんちょう ばんち 和歌山市四番 丁 5番地	073-422-4580
がりなけんべんご しかり 愛知県弁護士会	460-0001	な ご ゃ しなかく さん まる 名古屋市中区三の丸1-4-2	052-203-1651
み えべんご しかい 三重弁護士会	514-0036	っ しまるの うちょうせいちょう 津市丸之内養正 町 1-1	059-228-2232
まるけんべんごしかい 岐阜県弁護士会	500-8811	ぎ ふ しはしづめちょう 岐阜市端詰 町 22	058-265-0020
高くいべんごしかい福井弁護士会	910-0004	ふくい しほうえい 福井市宝永4-3-1 サクラ N ビ かい ル 7階	0776-23-5255
かなざわべん ご しかい 金沢弁護士会	920-0937	かなざわ しまる うち ばん ごう 金沢市丸の内7番36号	076-221-0242

べんご しかいめい 弁護士会名	ゆうびんばんごう 郵 便 番 号	^{じゅうしょ} 住 所	でんわばんごう 電話番号
とやまけんべんごしかり富山県弁護士会	930-0076	と やま し ながえまち 富山市長柄町3-4-1	076-421-4811
ひろしまべんごしかい広島弁護士会	730-0012	ひろしま しなかく かみはっちょうぼり ばん ごう広島市中区上八丁 堀2番73号	082-228-0230
やまぐちけんべん ご しかい 山口県弁護士会	753-0045	やまぐち し こ がねちょう 山口市黄金 町 2-15	083-922-0087
おかやまべん ご しかい 岡山弁護士会	700-0807	おかやま しきたく みながた ちょうめ ばん ごう 岡山市北区南方1丁 目8番29号	086-223-4401
とっとりけんべんごしかり鳥取県弁護士会	680-0011	とっとり し ひがしまち ちょうめ ばんち 鳥取市 東 町2丁 目221番地	0857-22-3912
しまねけんべんごしかい 島根県弁護士会	690-0886	まつえ し ほ ろまち ばん ち まつえしょう 松江市母衣町55番地4 松江 商 たうかい ぎ しょ かい 工会議所じょ 7階	0852-21-3225
ふくおかけんべんごしかい 福岡県弁護士会	810-0044	ふくおかしちゅうおうくろっぽんまつ ちょうめ ばん 福岡市中央区六本松4丁目2番5 ごう 号	092-741-6416
さがけんべんごしかい 佐賀県弁護士会	840-0833	さがしなか こうじ ぱん ごう 佐賀市中の小路7番19号	0952-24-3411
ながさきけんべんごしかい 長崎県弁護士会	850-0875	ながさきしさかえまち 長崎市栄町1-25 長崎MSビル4 かい 階	095-824-3903
大分県弁護士会	870-0047	aant labrustel 大分市中島西1-3-14	097-536-1458
くまもとけんべんごしかい 熊本県弁護士会	860-0078	くまもとしちゅうおうくきょうまち 熊本市中央区京町1-13-11	096-325-0913
かごしまけんべんごしかい鹿児島県弁護士会	892-0815	かごしましやすいちょう 鹿児島市易居 町 2-3	099-226-3765
みやざきけんべんごしかい 宮崎県弁護士会	880-0803	apride Laboti 宮崎市 旭 1-8-45	0985-22-2466
おきなわべんごしかい 沖縄弁護士会	900-0014	^{な は しまつお} 那覇市松尾2-2-26-6	098-865-3737
世んだいべんごしかい仙台弁護士会	980-0811	せんだい しあ おば くいちばんちょう 仙台市青葉区一番 町 2-9-18	022-223-1001
ふくしまけんべんごしかい 福島県弁護士会	960-8115	ふくしましやましたちょう 福島市山下町4-24	024-534-2334
やまがたけんべんごしかい山形県弁護士会	990-0042	esがたしなぬかま5 山形市七日町2-7-10 NANA BEANS 8階	023-622-2234
おってべんごしかい岩手弁護士会	020-0022	もりまかしおおどおり いわてけんさんぎょう 盛岡市大通1-2-1岩手県産業 がいかんほんかん かい 会館本館2階	019-651-5095
あきたべんごしかい 秋田弁護士会	010-0951	あきた いさんのう 秋田市山王6-2-7	018-862-3770
高森県弁護士会	030-0861	あおもり しながしま ちょうめ ばん ごう にっせき 青森市長島1丁目3番1号 日赤 がい とごり5階	017-777-7285
さっぽろべんごしかい 札幌弁護士会	060-0001	さっぽろしちゅうおうくきたいちじょうにし ちょうめ 札幌市中央区北一条西10丁目 さっぽろべんごしかいかん 札幌弁護士会館7F	011-281-2428
はこだてべんごしかい 函館弁護士会	040-0031	はこだてしかみしんかわちょう 函館市上新川町1-3	0138-41-0232
かさひかわべんごしかい 旭川弁護士会	070-0901	あさいかわしはなさきちょう 旭川市花咲 町 4	0166-51-9527
くしろべんごしかい 釧路弁護士会	085-0824	く しろ しかしわぎちょう ばん ごう 釧路市柏木町4番3号	0154-41-0214

べんご しかいめい 弁 護士会名	ゆうびんばんごう 郵 便 番 号	じゅうしょ 住 所	でんわばんごう 電話番号
かがわけんべんごしかい 香川県弁護士会	760-0033	たかまつ しまる うち 高 松 市 丸 の 内 2-22	087-822-3693
とくしまべんごしかい 徳 島 弁護士会	770-0855	とくしまししんくらちょう 徳島市新蔵 町 1-31	088-652-5768
こうちべんごしかい 高知弁護士会	780-0928	こうちしえちぜんまち 高知市越前町1-5-7	088-872-0324
えひめべんごしかい 愛媛弁護士会	790-0003	まつやましさんばんちょう 松山市三番町 4-8-8	089-941-6279

●日本司法支援センター (法テラス) 地方事務所一覧

2022/1/17現在

ちほうじむしょめい	ゆうびんばんごう	じゅう しょ	2022/1/1/現仕
地方事務所名	郵便番号	住 所	電話番号
まっかいどう 北海道			
^{ほう} さっぽろ 法 テ ラ ス 札 幌	060-0061	さっぽろしちゅうおうくきた じょうにし ちょう め 札幌市中央区北1条 西9丁 目3-1 みなみおおどおり かい 南 大 通ビル N1 1階	0570-078388
はこだて 法テラス函館	040-0063	はこだて しわかまつちょう 函館市若 松 町 6-7 ステーションプラ はこだて ザ函館 5F	0570-078390
^{ほう} あさひかわ 法 テラス 旭 川	070-0033	あさひかわし じょうどおり 旭川市3条 通 9-1704-1 TK フロン ティアビル 6F	0570-078391
^{ほう} くし ³ 法 テラス 釧路	085-0847	く U 3 U おおまち 釧路市大町 1-1-1 道東経済センター ビル 1F	0570-078392
とうほく 東北			
_{みやぎ} 法テラス宮城	980-0811	せんだいしあおばくいちばんちょう ちょうめ ばん ごう 仙台市青葉区一番 町 3 丁 目6番1号 いちばんちょうへいわ 一番 町 平和ビル 6F	0570-078369
ぼう ふくしま 法テラス福島	960-8131	ふくしましきた ごろううちまち 福島市北五老内町7-5 イズム 37 ビ ル 4F	0570-078370
^{ほう} やまがた 法 テラス 山 形	990-0042	やまがたしなぬかまち 山形市七日町2-7-10 NANA BEANS8F	0570-078381
^{ほう} 法 テラス岩手	020-0022	まりおかしおおどおり いわてけんさんぎょうかい 盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会 かんほんかん 館本館2F	0570-078382
^{ほう} 法テラス秋田	010-0001	あきたしなかどおり 秋田市中 通 5-1-51 北都ビルディン グ 6F	0570-078386
^{あおもり} 法テラス青森	030-0861	あおもりしながしま にほんせきじゅうじしゃ 青森市長島1-3-1 日本赤十字社 あおもりけんし ぶ 青森県支部ビル 2F	0570-078387

ちほうじむしょめい 地方事務所名	ゆうびんばんごう 郵便番号	じゅう しょ 住 所	でんわばんごう電話番号
かんとう 関東			
_{ほう} とうきょう法テラス東京	160-0023	UNUDO< <eu long<="" td=""><td>0570-078301</td></eu>	0570-078301
まう かながわ 法テラス神奈川	231-0023	よこはましなかくやましたちょう さんぎょうぼうえき 横浜市中区山下町2 産業貿易セン タービル 10F	0570-078308
^{ほう} 法テラス埼玉	330-0063	し うらわくたかさご さいたま市浦和区高砂3-17-15 しょうこうかいぎしょかいかん さいたま商 工会議所会館6F	0570-078312
^{ほう} 法テラス千葉	260-0013	ちょし ちゅうおうくちゅうおう 千葉市中央区中 央 4-5-1 Qiball (きぼ-る)2F	0570-078315
ほう 法テラス茨城	310-0062	^{み と し おおまち} 水戸市大町3-4-36 大町ビル 3F	0570-078317
ぼう 法テラス栃木	320-0033	うつのみや URA 5ょう 宇都宮市本町 4-15 宇都宮NI ビ ル 2F	0570-078318
^{ぼう} 法テラス群馬	371-0022	skill しちょ だまり 前橋市千代田町2-5-1 前橋テルサ 5F	0570-078320
まう しずおか 法テラス静岡	420-0031	しずまかしあおいくごふくちょう ふだ つじ 静岡市葵区呉服 町 2-1-1 札の辻	0570-078321
^{ほう} 法テラス山梨	400-0032	こうふしちゅうおう 甲府市中 央 1-12-37 イリックス ビル 1F	0570-078326
^{ほう} 法テラス長野	380-0835	まがのししんでんちょう 長野市新田町1485-1 長野市も んぜんぷら座4F	0570-078327
まう 法テラス新潟	951-8116	にいがたしちゅうおうくひがしなかどおり ばんちょう 新潟市中央区東中通1番町 にいがたひがしなかどおり 86-51 新潟東中通ビル2F	0570-078328
ちゅうぶ 中部			
ぼう あいち 法テラス愛知	460-0008	な こ や しなかく さかえ 名古屋市中区 栄 4-1-8 栄 サンシ ティービル 15F	0570-078341
ょう 法テラス三重	514-0033	つしまるのうち	0570-078344
^{ぼう} 法テラス岐阜	500-8812	ぎょしみえじちょう 岐阜市美江寺町 1-27 第一住宅 ビル 2F	0570-078345
ょう 法テラス福井	910-0004	ふくいしほうない 福井市宝永4-3-1 サクラ N ビル 2F	0570-078348

	12 - 78 / 12 / - 4 -	I 10 - 1	
_{ちほうじむしょめい} 地方事務所名	ゆうびんばんごう 郵便番号	じゅう しょ 住 所	でんわばんごう 電話番号
法テラス石川	920-0937	かなざわしまるのうち 金沢市丸の内7-36 金沢弁護士	0570-078349
		かいかんない 会館内	
ほう 法テラス富山	930-0076	とやましながえまち とやまけんべんご し富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士	0570-078351
		かいかん 会館1F	
_{きんき} 近畿			
法テラス大阪	530-0047	and the late of	0570-078329
		べんごしかいかん 弁護士会館B1F	
ほう 法テラス京都	604-8005	まうと しなかぎょうく か わらまちどおりさんじょうしょうあが京都市中京区河原町通 三条上	0570-078332
		え び す ちょう る恵比須 町 427 京都朝日会館9F	
ょう 法テラス兵庫	650-0044	こうべしちゅうおうくひがしかわさきちょう 神戸市中央区東川崎町1-1-3	0570-078334
		^{こうべ} 神戸クリスタルタワービル 13F	
また また ない ちょう 法テラス奈良	630-8241	ならしたかまちょう 奈良市高天 町 38-3 近鉄高天ビル	0570-078338
		6F	
まテラス滋賀	520-0047	_{まぉっしはまぉぉっ} 大津市浜大津1-2-22	0570-078339
		おおつしょうちゅうにっせい 大津商中日生ビル 5F	
まテラス和歌山	640-8155	わかやましきゅうばんちょう 和歌山市九番丁15 九番丁MG	0570-078340
		ビル6F	
ちゅうごく 中 国			
ょう 法テラス広島	730-0013	ひろしましなかくはっちょうぼり ひろしま 広島市中区八丁堀2-31 広島	0570-078352
		こうのいけ 鴻 池 ビル 1F	
ょう 法テラス山口	753-0045	ゅまぐちしこがねちょう なばなどうもん 山口市黄金町 1-10 菜花道門キュ	0570-078353
		ーブ 2F	
法テラス岡山	700-0817	まかやましきたくゆみのちょう ゆみのちょう 岡山市北区弓之町2-15 弓之町シ	0570-078354
		ティセンタービル 2F	
まテラス鳥取	680-0022	とっとりしにしまち 鳥取市西町2-311 鳥取市福祉	0570-078357
		文化会館5F	
^{ほう} 法テラス島根	690-0884	まつえ しみなみ た まち 松江市 南 田町60	0570-078358

ちほうじむしょめい 地方事務所名	ゆうびんばんごう 郵便番号	じゅう しょ 住 所	でんわばんごう 電話番号
しこく 四国			
^{ほう} 法テラス香川	760-0023	たかまつしことぶきちょう 高松市寿町2-3-11 高松丸田	0570-078393
		ビル 8F	
まう 法テラス徳島	770-0834	たくしましもとまち 徳島市元町1-24 アミコビル 3階	0570-078394
まう 法テラス高知	780-0870	こうち しほんまち 高知市本町4-1-37 丸ノ内ビル	0570-078395
		2F	
まう ス愛媛	790-0001	まっゃましいちばんちょう きょうえいこうさん 松山市一番町 4-1-11 共栄興産	0570-078396
		nsばんちょう 一番 町 ビル 4F	
きゅうしゅう 九 州			
法テラス福岡	810-0004	ふくおかしちゅうおうくわたなべどおり 福岡市中央区渡辺通5-14-12	0570-078359
		asaychuch 南天神ビル 4F	
まう さが 法テラス佐賀	840-0801	さがしえきまえちゅうおう たいようせいめい 佐賀市駅前中央1-4-8 太陽生命	0570-078361
		さが 佐賀ビル 3F	
法テラス長崎	850-0875	ながさきしさかえまち 長崎市栄町1-25 長崎MS ビル	0570-078362
		2F	
法テラス大分	870-0045	おおいたししろさきまち 大分市城崎町2-1-7	0570-078363
まう 法テラス熊本	860-0844	くまもとしちゅうおうくすいどうちょう かじ熊本市中央区水道町 1-23 加地ビ	0570-078365
		ル 3F	
法テラス鹿児島	892-0828	かごしましきんせいちょう 鹿児島市金生町 4-10 アーバンス	0570-078366
		クエア鹿児島ビル 6F	
まう みゃざき 法テラス宮崎	880-0803	みゃざきしあさひ 宮崎市 旭 1-2-2 宮崎県企業局	0570-078367
		3F	
法テラス沖縄	900-0023		0570-078368
		ル那覇2F	

「受刑者の皆さんへ」のご注文について(ご案内)

一学「受刑者の踏さんへ」は、1冊300円(税込)で販売しております。送付をご希望の方は、冊子代金(1冊300円)と送料(1冊の場合は180円)の合計金額(1冊の場合は480円)の切手を同封し、送付先住所と氏名を明記した上、当連合会へ郵送にております。込みください。

なお、当連合会のホームページには冊子の電子データを掲載しており、無料で閲覧・ダウンロードすることも可能です。掲載先URLは以下のとおりです。

https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/jfba_info/publication/pamphlet/jyukeis ha ip kai1.pdf

〇住所:〒100-0013 東京都千代田区 霞 が関1-1-3

にほんべんごしれんごうかい たんとう ほうせいだいにか 日本弁護士連合会(担当:法制第二課)

そうりょう

1冊・・・・・180円 (150g未満)

2冊・・・・・215円 (150g~250g未満)

3冊~4冊・・・310円 (250g~500g未満)

※当連合会では通常、書籍等の代金は、銀行振込又は現金書留でお支払いいただいております。「受刑者の皆さんへ」については、送料を含む1冊当たりの支払金額が現金書留の送料と比べて少額であることから、特別に切手によるご注文をお受けしております。他の発行物については、切手によるご注文はお受けしていないものもございますので、ご注意ください。

受刑者の皆さんへ

2022年 5月31日 改訂第1版

へん しゃ にほんべんこ しれんこうがい 編 者 日本弁護士連合会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3

TEL: 03-3580-9841 (代)

にちべんれん 日弁連ホームページ URL

https://www.nichibenren.or.jp/

いんさつじょ かぶしきがいしゃ さんきょうしゃ 印刷所 株式会社 三響社

定価 300 (税込)